瀬戸水再生センター水処理棟及び機械棟耐震改修工事（Ｒ７－１）

【共通】特記仕様書		【意匠図・設備図】				【共通】耐震補強特記仕様書		【構造図】			
番号	図面名称	番号	図面名称	番号	図面名称	番号	図面名称	番号	図面名称	番号	図面名称
Ｔ－０１	［共通］改修特記仕様書（１）	ＡＡ－０１	［水処理棟］１階平面図（改修前）	ＡＢ－０１	［機械棟］１階平面図（改修前）	Ｓ－０１	［共通］耐震補強特記仕様書	ＳＡ－０１	［水処理棟Ｉ期－①］１階伏図	ＳＢ－０１	［機械棟］１階伏図
Ｔ－０２	［共通］改修特記仕様書（２）	ＡＡ－０２	［水処理棟］１階平面図（改修後）	ＡＢ－０２	［機械棟］１階平面図（改修後）	Ｓ－０２	［共通］ＲＣ壁補強標準図	ＳＡ－０２	［水処理棟Ｉ期－①］軸組図	ＳＢ－０２	［機械棟］軸組図（１）
Ｔ－０３	［共通］改修特記仕様書（３）	ＡＡ－０３	［水処理棟］２階平面図【参考図】	ＡＢ－０３	［機械棟］南立面図・建具リスト（改修前・後）			ＳＡ－０３	［水処理棟Ｉ期－①］ＮＷ３０Ａ壁増設補強詳細図	ＳＢ－０３	［機械棟］軸組図（２）
Ｔ－０４	［共通］改修特記仕様書（４）	ＡＡ－０４	［水処理棟］立面図（改修前）	ＡＢ－０４	［機械棟］西立面図（改修前・後）			ＳＡ－０４	［水処理棟Ｉ期－①］ＮＷ３０Ｂ壁増設補強詳細図	ＳＢ－０４	［機械棟］ＮＷ４０壁増設補強詳細図
Ｔ－０５	［共通］改修特記仕様書（５）	ＡＡ－０５	［水処理棟］立面図・詳細図（改修後）	ＡＢ－０５	［機械棟］NW40部詳細図（改修前・後）			ＳＡ－０５	［水処理棟Ｉ期－②］１階伏図	ＳＢ－０５	［機械棟］ＨＷ２０Ａ開口閉塞補強詳細図
Ｔ－０６	［共通］改修特記仕様書（６）	ＡＡ－０６	［水処理棟］NW30A･B，NW40A･B部詳細図	ＡＢ－０６	［機械棟］HW20C部詳細図（改修前・後）			ＳＡ－０６	［水処理棟Ｉ期－②］軸組図	ＳＢ－０６	［機械棟］ＨＷ２０Ｂ開口閉塞補強詳細図
Ｔ－０７	［共通］改修特記仕様書（７）	ＡＡ－０７	［水処理棟］NW40C部詳細図（改修前・後）	ＡＢ－０７	［機械棟］HW20A・HW20B部詳細図（改修前・後）			ＳＡ－０７	［水処理棟Ｉ期－②］ＮＷ４０Ａ壁増設補強詳細図	ＳＢ－０７	［機械棟］ＨＷ２０Ｃ開口閉塞補強詳細図
Ａ－０１	付近見取図・配置図兼仮設計画図	ＡＡ－０８	［水処理棟］TW15部詳細図	ＡＢ－０８	［機械棟］TC1部詳細図（改修前・後）			ＳＡ－０８	［水処理棟Ｉ期－②］ＮＷ４０Ｂ壁増設補強詳細図	ＳＢ－０８	［機械棟］ＴＣ１耐浪補強詳細図
		ＡＡ－０９	［水処理棟］TC1部詳細図（改修前・後）	ＭＢ－０１	［機械棟］１階機械設備平面図（改修前）			ＳＡ－０９	［水処理棟Ｉ期－②］ＮＷ４０Ｃ壁増設補強詳細図		
		ＥＡ－０１	［水処理棟］１階電気設備平面図（改修前）	ＭＢ－０２	［機械棟］１階機械設備平面図（改修後）			ＳＡ－１０	［水処理棟Ｉ期－②］耐震スリット詳細図		
		ＥＡ－０２	［水処理棟］１階電気設備平面図（改修後）	ＥＢ－０１	［機械棟］１階電気設備平面図（電灯・動力・改修前）			ＳＡ－１１	［水処理棟Ｉ期－②］ＴＣ１耐浪補強詳細図		
				ＥＢ－０２	［機械棟］１階電気設備平面図（電灯・改修後）			ＳＡ－１２	［水処理棟Ｉ期－②］ＴＷ１５止水壁詳細図		
				ＥＢ－０３	［機械棟］１階電気設備平面図（動力・改修後）						

高知市都市建設部公共建築課					工事名	(株)ハウジング総合コンサルタント	高知県知事登録119号	管理建築士	
係	係長	課長補佐	課長		瀬戸水再生センター水処理棟及び機械棟耐震改修工事（Ｒ７－１）	高知市南久保16－17 TEL 088-883-1030 FAX 088-882-4779	代表取締役 福家 正義	一級建築士登録第203207号 村田 憲明	
信清	澤田	大下	濱口	松木	図名 表紙・図面リスト	縮尺 1／－ 年月日 R6.12 図面No. A － 00		意匠担当	

2024.04

瀬戸水再生センター水処理棟及び機械棟耐震改修工事（Ｒ７－１）特記仕様書

Ⅰ 工 事 概 要

1．工事場所　　高知市瀬戸一丁目2番105号

2．工事種目　　［水処理棟］　鉄筋コンクリート造　２階建て
　　延べ面積　3,590.56㎡

1）耐震改修
①鉄筋コンクリート壁増設　５箇所
②耐震スリット　２箇所
③耐浪柱　５箇所
④止水壁　６箇所
⑤耐震改修に伴う解体撤去　一式
2）防水改修　一式
3）建具改修　一式
4）内装改修　一式
5）その他　一式

［機械棟］　鉄筋コンクリート造　２階建て
　　延べ面積　2,274.94㎡

1）耐震改修
①鉄筋コンクリート壁増設　１箇所
②開口閉塞　３箇所
③耐浪柱　４箇所
④開口新設　１箇所
⑤耐震改修に伴う解体撤去　一式
2）防水改修　一式
3）建具改修　一式
4）内装改修　一式
5）塗装改修　一式
6）その他　一式

※上記の建築改修工事に伴う，機械設備工事及び電気設備工事の改修を含む

3．関連工事等　・電気設備工事　・機械設備工事　・ガス設備工事　・昇降機設備工事　・植栽工事
　　・合併処理装置設置工事　・外構工事

4．概成工期　・完成期限の（　　）日前　（ 令和　　年　　月　　日）

5．部分使用（工事請負契約書第34条第1項）
　　令和　年　月　日からは，全ての室内部分を使用する。

Ⅱ 建 築 工 事 仕 様

1．特記仕様
1）項目は，番号に○印の付いたものを適用する。
2）特記事項は，⊙印の付いたものを適用する。⊙印のつかない場合は，※印の付いたものを適用する。
⊙印と◎印の付いた場合は，共に適用する。
3）特記事項に記載の（　　）内表示番号は，「公共建築工事標準仕様書」の当該項目，当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の［　　］内表示番号は，「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目，当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の＜　　＞内表示番号は，「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目，当該図又は当該表を示す。

2．適用基準等
図面及び特記事項に記載されていない事項は，全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。
・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　（令和４年版）
※ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　（令和４年版）
※ 建築工事標準詳細図　（令和４年版）
※ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編・電気設備工事編）　（令和４年版）
※ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編・電気設備工事編）　（令和４年版）
・敷地調査共通仕様書　（令和４年版）
・建築物解体工事共通仕様書　（令和４年版）

3．「週休２日制モデル工事」の実施について
⊙対象　（⊙ 発注者指定型　　・ 受注者希望型　　）
本工事は，工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休２日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市上下水道局「週休２日制モデル工事」実施要領（営繕工事編）による。
(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/197/)
・対象外（理由：　　）

項　目	特　記　事　項
一般共通事項	
① 工事実績情報サービス(CORINS)への登録 (請負金額500万円以上) (受注，変更，完成時)	登録の手続きについては，(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。　[1.1.4]
2 総合工程表	原則，工事の着手に先立ち，別契約関連工事の受注者と協議し，受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。
3 総合図	工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ，総合図を作成し，監督職員の承諾を受ける。　[1.2.3]
④ 工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。　[1.2.4] また，工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。
⑤ 工事写真	工事写真はＬ版程度とし，工事の内容，日付等必要事項を記入し１部提出する。(A4版台紙)　[1.2.4] 撮影方法は，「営繕工事写真撮影要領(令和５年版)」による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は，監督職員の承諾を受ける。 なお，実施については，国営建技第14号(令和５年３月１日付)「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。
⑥ 下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。
⑦ 電気保安技術者	適用する。　[1.3.3]
⑧ 施工条件	施工日及び施工時間　※1.3.5(1)(ｱ)による。　[1.3.5] ・ ・施工順序　・図示 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内　⊙ 図示（ A-01図参照 ） その他の施工条件 ⊙資機材の搬出入時には，専任の誘導員を配置する。その他の場合でも，工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ，公道まで徐行する。 ・登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。 **⊙施設を利用しながらの工事となるので，作業時間・内容・大きな騒音又は振動を伴う作業については施設管理者及び監督職員と協議すること。**
⑨ 交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は，原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第４条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし，建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。 ただし，一時的な作業等で，安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては，この限りでないものとする。 配置人員等　・令和　年　月　日から令和　年　月　日までの間は　名常駐する。 ・作業日は　名常駐する。その他監督職員と協議し，適宜配置する。 ⊙監督職員と協議し，適宜配置する。

項　目	特　記　事　項
	配置人員の資格 ・１名以上／１班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(１級又は２級)を配置する工事。 ※ 交通誘導に関し，１名以上／１班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。 （下表）
⑩ 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に，工事安全計画書を監督職員に提出する。
11 統括安全衛生管理義務者の指名	労働安全衛生法第30条第２項に基づき指名をする。
⑫ 発生材の処理	産業廃棄物の運搬，処分等については，1.3.12により適切に処分するものとし，　[1.3.12] 事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬，あるいは処分を他業者に委託する場合は，書面による委託契約を行い， 処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は，その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し，監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては，廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また，産業廃棄物を搬出する車両について，処分場ごとに１台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し，随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し，工期内に最終処分(埋立処分，海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また，産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに，監督職員にそのＥ票の写しを提出する。 ただし，廃棄物処理法を遵守した上で，工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で，監督職員が認める場合においては，工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合，マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに，監督職員にそのＢ２票の写しを提出する。また，最終処分終了後速やかにＥ票の写しを提出する。 なお，廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・引渡しを要するもの　（・　　） ・現場再利用を図るもの　（・　　） ⊙再資源化を図るもの　（※コンクリート　※コンクリート及び鉄から成る建設資材　※木材　※アスファルトコンクリート　）
	特別管理産業廃棄物の施工計画調査 ※ 行う　・行わない 分析調査 ※ 施工計画調査の結果により，監督職員と協議する。 ・行う（　　）・行わない （下表）
⑬ 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出 (請負金額100万円以上)	再生資源利用(促進)計画書及び実施書を，建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し，提出は以下による。 a) COBRISについては，建設副産物情報センターのホームページ(http://www.recycle.jacic.or.jp)より，利用申請等を行うことができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず，紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式１）を，完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず，紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式２）を，完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め，再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後５年間保存する。
⑭ 工事の保険	工事請負契約後，速やかに工事目的物，工事材料等に生じる損害，第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は，工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。
⑮ 契約保証	※ 金銭的保証方式　・
⑯ 前払金支出割合区分補正	・有　⊙無
⑰ 証明書の提出 (グリーン購入法)	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき，重点調達品目については，積極的に利用すること。なお，重点調達品目の中で木材・木材製品等においては，その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。 木材・木材製品等については，県産木材納入証明書，県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。　[1.4.2]
⑱ 石綿含有建材の調査	事前調査の報告　一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる 事前調査範囲　※ 改修範囲　・　[1.5.1] 貸与資料　※ 有　（⊙既存の設計図書　⊙石綿含有建材分析調査結果報告書） ・無 水処理棟　外壁塗材(吹付タイル)：石綿無 機械棟　外壁塗材(吹付タイル)：石綿無 分析調査　※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により，監督職員と協議する。 ・行う　（調査建材使用部位　調査建材名　検体数　） 分析方法　※定性分析　・ 定性分析の結果により，定量分析を行う場合は監督職員と協議する。

項　目	特　記　事　項
19 施工数量調査	調査範囲　※ 図示　・改修建物の外壁，軒天，パラペット　・　[1.6.2] 調査方法　※ 外部足場を使用した目視及び打診　・ 破壊部分の補修方法　※ 現状に復旧　・ 外壁調査は，外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ，浮き，欠損部，内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅，長さ，面積)の調査を行う。 また，その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に，監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)
⑳ 技能士及び技能資格者	※ 適用する　（○：一級，●：二級）　[1.7.2][1.7.3] （下表）
21 化学物質の室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し，厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し，　[1.7.9] 報告書を監督職員に提出する。 ただし，完成検査前に報告書の提出が困難な場合は，事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合，後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては，あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド　※ トルエン　※ キシレン　※ エチルベンゼン ※ スチレン　※ パラジクロロベンゼン　・　・ 測定箇所　（　　）箇所　施工前・施工後（計　回測定） 測定対象室　（　　） なお，測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は，原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし，次のいずれかに該当する場合は除く。 １ 何らかの対策が施された結果，揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。 ２ 濃度測定の結果が，本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 ３ 濃度測定が，使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後，あるいは，使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ，測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については，受注者は，工事引き渡し後であっても，その原因究明に当たって協力しなければならない。 また，本工事の施工が原因となって，化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は，受注者の負担により，その対策を講じなければならない。
㉒ 直接仮設の養生	内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合，その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はＦ☆☆☆☆，又はそれと同等と認められる製品を使用する。
㉓ 建築材料等	本工事に使用する材料等のうち，特定のものが特記された場合は，設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また，「評価名簿による」と特記されたものについては，(一社) 公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの，又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし，同等とする場合は，監督職員の承諾を受ける。 県内産資材の優先使用 本工事に使用する資材は，機能，品質，価格等が同等であれば，県内産資材を優先して使用するものとする。 なお，県外産資材を使用する場合は，使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し，監督職員の確認を受けること。 注１： 県内産資材とは，高知県内で産出した原材料を用いて，高知県内で製造，加工した資材，又は高知県外で産出した原材料を用いて，高知県内で製造，加工された資材をいう。 ただし，①木材は，高知県内の森林から生産されたもの，②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は，高知県内で産出されたものとする。 注２： 県外産資材とは，県内産資材以外の資材をいう。
㉔ 特別な材料の工法	公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は，監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。
㉕ 風圧力	本工事に使用する材料及び工法は，建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし，速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は，次の数値とする。 風速(Vo)：　※　38m/sec　・36m/sec　地表面粗土区分：　※　Ⅲ　・Ⅱ
㉖ 仕上面の出隅処理	内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は，図示が無くとも原則として全て面取りを施す。 木部(家具を含む)　６㎜程度 コンクリート，モルタル部　20㎜程度 鉄部，金属部　３㎜程度 建具類等，上記により難い場合は，監督職員と協議する。

⑩ 配置人員の資格（下表）

資格	資格要件	配置人数
１，２級交通誘導警備検定合格者 （交通誘導警備員Ａ）	交通誘導警備に関して，公安委員会が学科及び実施試験を行い，専門的な知識及び技能を有すると認めたもの	人
交通誘導に関し，専門的な知識及び技能を有する警備員等 （交通誘導警備員Ｂ）	警備業法における指定講習を受講したもの 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第２条第１項第２号の警備業務)を現に受けているもので，交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が１年以上であるもの	12 人

⑬ 特別管理産業廃棄物の施工計画調査（下表）

・ＰＣＢを含む機器類	
・変圧器 ・コンデンサ ・蛍光灯，ＨＩＤ灯器具の安定器 ・その他（　　）	
・ＰＣＢ含有シーリング材	
・廃油	
・廃酸　廃アルカリ	
・臭化リチウム水溶液 ・電池の溶解液	
・ダイオキシン類	

⑳ 技能士及び技能資格者（下表）

工事種別	技能検定の作業の種別
⊙仮設工事	※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者)　・
⊙鉄筋工事	※ ○鉄筋組立て作業　・
⊙コンクリート工事	⊙○コンクリート圧送工事作業　⊙○型枠工事作業
・鉄骨工事	※ ●とび作業
・ブロック・ALCパネル工事	・○コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーエルシーパネル工事作業
⊙防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ・○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業　⊙○シーリング防水工事作業 ・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・○ＦＲＰ防水工事作業
・石工事	※ ○石張り作業　・
・タイル工事	※ ○タイル張り作業　・
・木工事	※ ○大工工事作業　・
・屋根及びとい工事	・○かわらぶき　・●スレート工事作業　・○内外装板金作業
・金属工事	・○鋼製下地工事作業　・(単一)金属製パルコニー工事作業
・左官工事	※ ○左官作業　・
・建具工事	・○ビル用サッシ施工作業 ・○木製建具製作　・○ガラス工事作業
・カーテンウォール工事	※ ○金属製カーテンウォール工事作業　・
⊙塗装工事	※ ○建築塗装作業　・
・内装工事	・○プラスチック系床仕上げ工事作業　・○壁装作業 ・●カーペット系床仕上げ工事作業　・○畳製作作業 ・○ボード仕上げ工事作業
・植栽工事	※ ○造園工事作業　・
・その他	・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・○家具手加工作業 ・

適用する技能士について，当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。

高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	瀬戸水再生センター水処理棟及び機械棟耐震改修工事（Ｒ７－１）	信清	澤田	大下	溝口	松本	T-01
	図面名　［共通］改修特記仕様書（１）　2024.04　縮尺　1／	作図　令和　７年　４月　日				

項目	特記事項

27 事業損失補償

※現場説明書による。 ・

㉘ 完成時の提出図書

・ 完成図(作成範囲 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図 ・仕上表) [1.9.1][1.9.2]
・ 完成図(ＣＡＤデータの提出 ※する(CD-R等) ・しない)
・ 保全に関する資料(提出部数 ※２部 ・ 部) [1.9.3]
上記のほか，使用材料のメーカー名，品番，色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。
また，工種別下請負者の一覧表を提出する。
⊙施工図，施工計画書 [1.9.2]
提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は，発注者に移譲するものとする。

29 完成写真

下表のものを監督職員に提出する。

位置	分類・規格	撮影枚数	部数	原版の大きさ(mm)
・各室	手札版(L版)	※ 2 枚 ・ 枚	※ 1 部 ・ 部	・ 100 × 125以上
・外部	キャビネ版	※ 4 枚 ・ 枚	※ 1 部 ・ 部	・ 24 × 36以上
・外部	半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※ 1 枚 ・ 枚	※ 1 部 ・ 部	
・	スライド		※ 1 部 ・ 部	

カラー・電子データ化(CD-R等)し，すべて提出する。
撮影箇所は監督職員と協議する。
上表のほか，監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し，CD-R等にて提出する。
画像形式等 フォーマット：JPEG 画質：標準 画像サイズ：1024×768ピクセル程度

30 別途設備工事との取合い

施工範囲
・ 貫通孔，開口部の補強 ※ 下表 ・ 図示
・ 壁，天井の仕上材，下地材の切込み及び下地材の補強 ※ 下表 ・ 図示
・ 駆動装置が電動による建具類の２次配線及び操作スイッチ
・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・

補強種別		内容
貫通孔，開口部の補強	梁	
	壁	
	スラブ	
壁切込み及び補強		
天井切込み及び補強		

㉛ 撤去部分

コンクリート，モルタル等の撤去部分の境目は，原則としてダイヤモンドカッター切りとする。

㉜ 不当要求等への対応

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。
a) 受注者は，暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは，その旨を直ちに監督職員に報告し，所轄の警察署に届出なければならない。
b) 受注者は，不当介入による被害を受けたときは，その旨を直ちに監督職員に報告し，所轄の警察署に届出なければならない。
c) 受注者は，監督職員及び所轄警察署と協力して，不当介入の排除処理を講じなければならない。
d) 受注者が，不当介入の報告を怠った場合は，「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき，指名停止措置を行うものとする。

㉝ 消防計画

工事の着手にあたり，火災等の災害の予防や，使用部分と工事中の部分の安全を確保するため，別契約の関連工事業者と協議の上，「工事中の消防計画書」を作成し，当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。

㉞ 工事特性等

受注者は，自ら立案した工事特性，創意工夫，社会性等のそれぞれの評価項目について，実施しようとする場合は，事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。
また，実施後，工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。

仮設工事（改修）

① 足場その他

内部足場 ㊋きゃたつ，足場板等 ⊙ 本足場 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1]
外部足場 ※ 本足場 ・
外部足場の養生 ※ 図示 ・防護シート ⊙メッシュシート ⊙防音シート ・防音パネル
材料，撤去材の運搬方法 ・Ａ種 ㊋Ｂ種 ・Ｃ種 ⊙Ｄ種 ・Ｅ種
Ｃ種の場合 利用可能なエレベーター(※図示 ・)
Ｄ種の場合 利用可能な階段(※図示 ・)

⊙ 昇降足場の高さ1.8m以下の範囲は，金網とし，関係者以外が進入できないように施錠すること

・ 屋上防水作業の端部には，墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。
本足場を設ける場合は，公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか，足場の組立，解体又は変更の作業は，「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。

② 養生

⊙ 既存部分の養生 ※ ビニルシート，合板等 ・ [2.3.1]
⊙ 既存家具，既存設備等の養生 ※ ビニルシート等 ・
・ 既存ブラインド，カーテン等の養生,保管場所 ※ 図示
・ 固定された備品等の移動 ※図示
・ 開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は，施工を行う周辺及びその下部の窓等には，室内に破損物等が飛散しない様，堅固な養生を行う。

③ 仮設間仕切り(屋内)

設置箇所 ※ 図示 [2.3.2][表2.3.1]
間仕切り種別 ・ Ａ種 ⊙ Ｂ種 ㊋Ｃ種
Ａ種，Ｂ種の場合
仕上げの材種 ※せっこうボード 厚さ9.5mm ・合板(普通合板) 厚さ9.0mm
塗装仕上げ等 ・ 行う ※ 行わない
間仕切りの養生 ※粉塵対策を十分に行うため，各ボードの継目・床・天井等の隙間には，養生テープ等で目張りを行うこと。
仮設扉設置箇所 ※ 図示 ・
仮設扉種別 ⊙合板張り木製扉程度 ・ 図示

④ 監督職員事務所

・設ける (㎡程度) ※設けない

項目	特記事項

5 監督職員の備品等

備品等の設置 [2.4.1]

備品の種類	机・椅子	書棚	黒板	ＰＣ	掛時計
数量	組	台	枚	台	個
備品の種類	温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	懐中電灯
数量	個	足	着	個	個
備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消火器	湯沸器	加入電話付属器
数量	人用	台	個	台	台
備品の種類	掃除具				
数量	個				

⑥ 工事用水・電力

構内既存の施設(用水) ⊙利用できる (※有償 ・無償) ※利用できない
構内既存の施設(電力) ⊙利用できる (※有償 ・無償) ※利用できない

構内既存の施設を利用できる場合で，無償の場合は，下記a)～c)による。
a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は，監督職員と協議する。
b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は，監督職員と協議する。
c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は，原則，既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお，接続する回路の負荷状態等を確認し，既設負荷への波及がないようにする。
また，漏電遮断器付コンセント等を使用し，安全の確保を図る。
構内既存の施設を利用できる場合で，有償の場合は，上記a)～c)に下記d)～e)を加える。
d) 工事用水は，既存設備に量水器を設けて，仮設配管を施し使用するものとする。
e) 工事用電力は，原則，既存設備に電力計を設けて，仮設配電盤を設置し，使用するものとする。

四国電力送配電例などの架空線に防護管の設置が必要な場合は，監督職員と協議する。

⑦ 仮囲い

※ 図示 ・

⑧ 仮設物撤去後の整地・跡片付け

※ 原形の復旧
・ 良土にて設計地盤まで盛土整地する。 範囲(図示) 厚さ ( ) [2.5.1]

防水改修工事

1 降雨等に対する養生方法

※3.1.3(5)による ・ [3.1.3]

2 既存下地の処理

既存下地の補修箇所，範囲，数量等 ※ 図示 [3.2.6]
設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸棒の取付け部、塔屋出入口部，防水層末端部等の納まり部の処理 ※ 図示(図示のない場合は監督職員と協議による)
・ 製造所の仕様による

3 アスファルト防水

屋根保護防水
防水層の種別 [3.3.2][3.3.5][表3.3.3～表3.3.6]

工法	種別	施工箇所	断熱材の厚さ	絶縁用シート	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・Ａ－１ ※Ａ－２ ・Ａ－３			※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 厚さ0.15mm以上 ・ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ (70g／m2程度)	・乾式保護材 ・れんが押え ・コンクリート押え ・
・Ｐ１Ｂ	・Ｂ－１ ※Ｂ－２				
・Ｐ２ＡＩ	・ＡＩ－１ ※ＡＩ－２ ・ＡＩ－３		厚さ：・ mm ・図示	※ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ (70g／m2程度)	
・Ｐ１ＢＩ	・ＢＩ－１ ※ＢＩ－２				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ [3.3.2]
※ 表3.3.5及び表3.3.6による ・
絶縁工法のルーフィングの材料 [3.3.2]
・ 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート
種類及び厚さ
※ 表3.3.3及び表3.3.4による ・
・ 砂付あなあきルーフィング
押え金物の材質及び形状 ※ 図示 ・アルミニウム製，L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2]
・
乾式保護材 ・窯業系パネル (・Ⅰ種 ※Ⅱ種) ・金属複合板 [3.3.5]
製造所 評価名簿による
立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置 [表3.3.4][表3.3.5]
・ 適用する ・ 適用しない
平場の保護コンクリート [3.3.5]
こて仕上げの場合 ※ 80mm以上 ・
床タイル張り等仕上げの場合 ※ 60mm以上 ・
コンクリートの仕上りの平たんさ [3.3.5] [表8.1.5]
※ ａ種 ・ ｂ種 ・ ｃ種
屋上排水溝 ・ 図示 ・ [3.3.5]

屋根露出防水
防水層の種別 [3.3.2][表3.3.7～表3.3.9]

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備考
・Ｍ４Ｃ	・Ｃ－１ ※Ｃ－２ ・Ｃ－３ ・Ｃ－４			・高日射反射率塗料の適用	※ 製造所の指定による	
・Ｍ３Ｄ ・Ｐ０Ｄ	・Ｄ－１ ※Ｄ－２			・高日射反射率塗料の適用	※ 製造所の指定による	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・Ｐ０Ｄ１ ・Ｍ３Ｄ１ ・Ｍ４Ｄ１	・ＤＩ－１ ※ＤＩ－２		JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材 種類：※硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号又は2号 ・ 厚さ：・ mm ・図示	・高日射反射率塗料の適用	※ 製造所の指定による	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない

立上り部等の防水層撤去 ・ 行う ・ 行わない [表3.1.1]
立上り部等の保護層撤去 ・ 行う ・ 行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・ 行う ・ 行わない [3.2.6]
脱気装置の種類及び設置数量 ※ 製造所の指定とする ・
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合で，ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※ 図示 ・

項目	特記事項

絶縁工法のルーフィングの材料 [3.3.2]
・ 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート
種類及び厚さ
※ 表3.3.3及び表3.3.4による ・
・ 砂付あなあきルーフィング
押え金物の材質及び形状 ※ 図示 ・ アルミニウム製，L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2]

屋内防水 [3.3.3][表3.3.10]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	保護層
・Ｐ１Ｅ	・E-2		・設ける
・Ｐ２Ｅ	※E-2		・設けない

E~1の場合で工程3を行う場合 ※貯水槽，浴槽等の常時水に接する部分
押え金物の材質及び形状 ※アルミニウム製，L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2]
平場の保護コンクリート [3.3.5]
こて仕上げの場合 ※ 80mm以上 ・
床タイル張り等仕上げの場合 ※ 60mm以上 ・
コンクリートの仕上りの平たんさ [3.3.5] [表8.1.5]
※ ａ種 ・ ｂ種 ・ ｃ種

4 改質アスファルトシート防水

防水層の種別 [3.4.2][表3.4.1～表3.4.3]

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備考
・Ｍ４ＡＳ	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・高日射反射率塗料の適用	※ 製造所の指定による	
・Ｍ３ＡＳ ・Ｐ０ＡＳ	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			高日射反射率塗料の適用	※ 製造所の指定による	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・Ｍ３ＡＳＩ ・Ｍ４ＡＳＩ ・Ｐ０ＡＳＩ	・ASI-T1 ・ASI-J1		JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材 種類： ※硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材 2種1号又は2号 ・ 厚さ：・ mm ・図示	・高日射反射率塗料の適用	※ 製造所の指定による	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない

露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・ 行う ・ 行わない [3.2.6]
改質アスファルトシートの種類及び厚さ [3.4.2]
※ 表3.4.1から表3.4.3による
粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ [3.4.2]
※ 表3.4.1から表3.4.3による
押え金物の材質及び形状 ※ 図示 ・ アルミニウム製，L-30×15×2.0(mm)程度 [3.4.2]
・
脱気装置の種類及び設置数量 ※ 製造所の指定とする [3.4.3]

5 合成高分子系ルーフィングシート防水

[3.5.2][表3.5.1～表3.5.2]

工法	種別	施工箇所	厚さ(mm)	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率塗料の適用	備考
・ＰＯＳ ・Ｓ４Ｓ	・S-F1		※1.2	・	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・S-F2		※2.0 ・1.5			・	
	・S-M1		※1.5	・	※製造所の仕様による	・	
	・S-M2		※1.5			・	
・Ｓ３Ｓ	・S-F1		※1.2	・	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・S-F2		※2.0 ・1.5			・	
・Ｍ４Ｓ	・S-M1		※1.5	・	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・S-M2		※1.5			・	
・ＰＯＳＩ ・Ｓ３ＳＩ ・Ｓ４ＳＩ	・SI-F1		※1.2	・	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・SI-F2		※2.0 ・1.5			・	
・Ｍ４ＳＩ	・SI-M1		※1.5	・	※製造所の仕様による	・	
	・SI-M2		※1.5			・	
・ＰＩＳ	・S-C1		※1.0				立上り保護 ﾓﾙﾀﾙの塗厚 ・図示 ・7mm

断熱工法に用いる断熱材 (SI-F1, SI-F2, SI-M1, SI-M2の場合) [3.5.2]

工法	材料	厚さ
機械的固定工法	JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材 種類：※硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号又は2号 ・	・ ・図示
接着工法	JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材 種類：※硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号又は2号 ・	・ ・図示

S-M2及びSI-M2の立上り面の工法及びシートの厚さ
工法： ※ 図示 ・ 接着工法 (厚さ mm) ・ 機械固定工法 (厚さ mm)
立上り部等の防水層撤去 ・ 行う ・ 行わない [表3.1.1]
立上り部等の保護層撤去 ・ 行う ・ 行わない
ＰＯＳ工法及びＰＯＳＩ工法(機械的固定工法)の立上り部等の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした場合の既存防水層の処理 ※3.2.6(4)(ｳ)(g)による
固定金具の材質及び形状 [3.5.2]
材質 ※ 防錆処理した鋼板，ステンレス鋼板またはそれらの鋼板の片面及び両面に樹脂を積層加工したもの
・
厚さ(mm) ※ 0.4以上 ・
S－M1及びS-M2の絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質 [3.5.2]
※発泡ポリエチレンシート ・
脱気装置の種類及び設置数量 ※ 製造所の仕様による [3.5.3]
SI-M1及びSI-M2の防湿用フィルムの設置 ※設けない ・設ける [表3.5.2]
プレキャストコンクリート下地の目地処理 (接着工法の場合) [3.5.4]
・ 行う (・ 図示 ・) ・ 行わない
S-F1及びSI-F1のプレキャストコンクリート下地の入隅部増張り [3.5.4]
・ 行う (・ 図示 ・) ・ 行わない
一般部のルーフィングシートの張付けで機械的固定工法の場合
建築基準法に基づく風圧力の (※1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法

高知市 都市建設部 公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	瀬戸水再生センター水処理棟及び機械棟耐震改修工事（Ｒ７－１）	信清	澤田	大下	溝口	松木	T-02
	図面名 [共通] 改修特記仕様書（２） 2024.04 縮尺 1／	作図 令和 ７年 ４月 日				

項目	特記事項

6 塗膜防水

防水層の種別 [3.6.3][表3.6.1～表3.6.3]

工法	種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率塗料の適用	備考
・ＰＯＸ ・Ｌ４Ｘ	・Ｘ－１ ・Ｘ－１Ｈ ・Ｘ－２ ・Ｘ－２Ｈ		※２成分形ｱｸﾘﾙｳﾚﾀﾝ樹脂系 ・ふっ素樹脂系 ・ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ樹脂系	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・Ｐ１Ｙ ・Ｐ２Ｙ	※Ｙ－２		・			保護層 ・設ける ・設けない

絶縁工法における脱気装置の種類及び設置数量 ※主材料の製造所の仕様による ・ [3.6.3]
ウレタン防水材 ※化学物質MOCAを含有しないもの

7 ＦＲＰ防水

ガラスマット ・1層タイプ ・2層タイプ
表面の仕上げ ・平滑 ・粗面
押え金物の材質 ※アルミニウム ・
押え金物の寸法 ※図示 ・

⑧ シーリング

シーリング改修工法の種類 [3.1.4][3.7.4～3.7.7][表3.1.2]
⊙シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り ・ 適用する [3.7.7]
エッジング材張り ・ 適用する

シーリング材の種類，施工箇所 [3.1.4][3.7.2][表3.7.1]
※下表による(下表以外は表3.7.1による)

種類(記号)	主成分による区分	施工箇所
・ＳＲ－１	シリコーン系	
・ＳＲ－２		
⊙ＭＳ－２	変成シリコーン系	図示による
・ＰＳ－２	ポリサルファイド系	
⊙ＰＵ－２	ポリウレタン系	図示による
・		

仕上げを行わない箇所 ( ) [表3.7.1]

シーリング材の目地寸法 [3.7.3]

箇所	打継ぎ/ひび割れ誘発目地	ガラス回りの目地	左記以外の目地
幅(mm)	※ 20以上 ・	※幅及び深さ5以上[5.13	※ 10以上 ・
深さ(mm)	※ 10以上 ・	.3]による場合を除く)	※ 10以上 ・

接着性試験 [3.7.8]
※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験

⑨ とい

材料 [3.8.2][表3.8.1]

材種	寸法	施工箇所
・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)		※たてどい
・硬質ポリ塩化ビニル管カラー(ｶﾗｰVP)		※たてどい
・硬質塩化ビニル雨どい		※軒どい ・たてどい
⊙配管用炭素鋼鋼管(SGPW)	呼び径125	⊙たてどい

とい受金物及び足金物の材種，形状及び取付け間隔 [3.8.2]
材種：※ステンレス製 ・溶融亜鉛めっき その他：※表3.8.2による
防露材のホルムアルデヒド放出量 ※Ｆ☆☆☆☆ ・ [3.8.2]
既存のといその他の撤去 ※ 図示 ・ [3.8.3]
降雨等に対する養生方法 ※ 監督職員と協議による ・図示
鋼管製といの防露巻き ・表3.8.4による ・
たてどい受金物の取付け ・図示 ・
ルーフドレンの取付け ・水はけがよく，床面より下げ，周囲の隙間にモルタルを充填する。

10 アルミニウム製笠木

種類 ・オープン形式(・押出250形 ・押出300形 ・押出350形) [3.9.2][表3.9.1]
・板材折曲げ形 (・オープン形式 ・シール形式)
本体幅( )mm 板厚(※2.0 ・)mm
表面処理 種別 表5.2.2による ( ) 種
色合い等 ※標準色 ・
既存の笠木等の撤去 ・行う(範囲 ※図示 ・) ・行わない ・一時取外し再取付け[3.9.3]
新規アルミニウム製笠木の下地の補修工法 ※ 図示 ・
板材折曲げ形笠木の取付方法 ※ 図示
笠木の固定金具の固定工法
建築基準法に基づく風圧力の（※1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

11 保証書(シーリング除く)

受注者，施工者，材料製造所連名による 10 年保証(完成届提出日より15日後から)

12 高日射反射率塗料塗り

JIS K 5675（屋根用高日射反射率塗料）に適合するもの，または，グリーン購入法の高日射反射率防水に適合する保護塗料とする。

外壁改修工事
仕上げ塗材仕上げ

1 既存塗膜等の除去及び下地処理

既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理の工法 [4.5.4]

工法	処理範囲
・サンダー工法	※既存仕上面全体 ・図示 ・
・高圧水洗工法	※既存仕上面全体 ・図示 ・
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上面全体 ・図示 ・
※水洗い工法	※既存仕上面全体 ・図示 ・ ・他工法の処理範囲以外の既存仕上面全体

石綿含有仕上塗材の除去は，環境配慮改修工事による。

② 下地調整材

材料 ※下地調整塗材 ※C-1( ) ・C-2( ) ・CM-2( ) [4.5.2～4.5.4]
・ポリマーセメントモルタル ・合成樹脂エマルションシーラー
工法 ※製造所の仕様による ・ [4.5.4]

③ 仕上塗材仕上げ

薄付け仕上げ塗材 [4.1.5][4.5.2][4.5.6][表4.5.1]

呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・外装薄塗材Si	・砂壁状 ・ゆず肌状	吹付け	
	・ゆず肌状 ・さざ波状	ローラー	
・可とう形外装薄塗材Si	・砂壁状 ・ゆず肌状	吹付け	
	・ゆず肌状 ・さざ波状	ローラー	
・外装薄塗材E	・砂壁状 ・ゆず肌状	吹付け	
	・平たん状 ・凹凸状	こて塗り	
	・ゆず肌状 ・さざ波状	ローラー	
	・着色骨材砂壁状	吹付け	
		こて塗り	
・可とう形外装薄塗材E	・砂壁状 ・ゆず肌状	吹付け	
	・平たん状 ・凹凸状	こて塗り	
	・ゆず肌状 ・さざ波状	ローラー	
・防水形外装薄塗材E	・ゆず肌状 ・さざ波状	ローラー	増塗材
	・凹凸状	吹付け	・適用する
・外装薄塗材S	・砂壁状	吹付け	

厚付け仕上塗材

呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・外装厚塗材C	・吹放し ・凸部処理	吹付け	ｾﾒﾝﾄｽﾀｯｺ以外の上塗材
	・平たん状 ・凹凸状	こて塗り	・
	・ひき起こし ・掻き落とし		
・外装厚塗材Si	・吹放し ・凸部処理	吹付け	上塗材
・外装厚塗材E	・平たん状 ・凹凸状	・こて塗り	・適用する
	・ひき起こし	・ローラー	

複層仕上塗材

呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・複層塗材CE		ローラー	耐候性 ※ 耐候形３種
・複層塗材Si	・ゆず肌状		・
⊙複層塗材E ・複層塗材RE	⊙凸部処理 ・凹凸状	吹付け	上塗材の種類[表4.5.2] ※ 水系ｱｸﾘﾙつやあり
・可とう形複層塗材CE	・ゆず肌状	ローラー	
	・凸部処理 ・凹凸状	吹付け	
・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材E	・ゆず肌状	ローラー	増塗材 ・適用する
・防水形複層塗材RE	・凸部処理 ・凹凸状	吹付け	

可とう形改修用仕上塗材

呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・可とう形改修塗材E	・平たん状 ・さざ波状	ローラー	
・可とう形改修塗材CE ・可とう形改修塗材RE	・ゆず肌状	吹付け	

防火材料の指定 ※なし ・あり (※図示 ・) [4.5.2]

4 マスチック塗材塗り

種別 ・A種 ・B種 [4.6.2][表4.6.1]

5 外壁用塗膜防水材塗り

仕上げの形状及び工法 ・ [4.1.5][4.7.2～3][表4.7.1]
仕上塗材の耐候性 ・
下地挙動緩衝材 ・適用する ・適用しない
模様材の種類 ・
仕上げを砂壁状，じゅらく状等とする場合の模様材の種類 ・
仕上塗料の種類 ・

建具改修工事

① 改修工法

※ かぶせ工法 ⊙ 撤去工法 [5.1.3]
壁部分の開口の開け方 ※ 図示 ・
新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※ 図示 ・

② 防火戸

防火戸の指定等 ※図示 [5.1.4]
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸について，連動させる装置等 ※ 図示

3 建具見本の製作等

建具見本の製作 ・ 行う(建具番号) ※行わない [5.1.5]
・ 工事に使用するものとして，あらかじめ製作するもの ・ 納まり等がわかる程度のもの
特殊な建具の仮組 ・ 行う(建具番号) ※行わない [5.1.5]

4 防犯建物部品

・適用する 適用箇所：※図示 [5.1.7]

⑤ アルミニウム製建具

外部に面する建具の性能等 [5.2.2][表5.2.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み	備考
・Ａ種	Ｓ－４	Ａ－３	Ｗ－４	※ 図示	
※Ｂ種	Ｓ－５				
・Ｃ種	Ｓ－６	Ａ－４	Ｗ－５	※ 図示	

・ 防音ドア,防音サッシの遮音性の等級 ・ T-1 ・ T-2 ・ T-3 ・ T-4 [5.2.2]
適用箇所 ※図示
・ 断熱ドア,断熱サッシの断熱性の等級 ・ H-1 ・ H-2 ・ H-3 ・ H-4 ・ H-5
適用箇所 ※図示
ステンレス鋼板の種類 ※SUS304, SUS430J1L又はSUS443J1 [5.2.3][5.6.3(1)]
網戸等 [5.2.3]

種類	材質	線径	網目	適用箇所
・防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス製(SUS316)	※0.25mm以上 ・	※16～18メッシュ ・	※図示
・防鳥網	※ステンレス(SUS304)線材 ・	※1.5mm ・	※網目寸法15mm ・	※図示

外部に面する建具 表面処理の種別 ※ BB－１種 ・ BB－２種 [5.2.4][表5.2.2]
色合い等 ※ 標準色 ( ) ・特注色( )
屋内に使用する建具 表面処理の種別 ※ BC－１種 ・ BC－２種
色合い等 ※ 標準色 ( ) ・特注色( )
ステンレス製くつずりの仕上げ ※ HL ・ [5.2.4][5.4.4]
結露水の処理方法 ※ 製造所の仕様による ・ 図示
水切り板，ぜん板 ※ 製造所の仕様による ・ 図示 [5.2.5]
製造所 評価名簿による

6 樹脂製建具

[5.3.2～5.3.5][表5.3.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み	備考
・Ａ種	Ｓ－４	Ａ－４	Ｗ－４	※ 図示	
※Ｂ種	Ｓ－５		Ｗ－５		
・Ｃ種	Ｓ－６			※ 図示	

・防音ドア，防音サッシの遮音性の等級 ・ T-1 ・ T-2 [5.3.2][表5.3.2]
適用箇所 ※図示
・断熱ドア，断熱サッシの断熱性の等級 ・ H-4 ・ H-5 ・ H-6 ・ [5.3.2][表5.3.3]
適用箇所 ※図示
外部に面する建具の日射熱取得特性の等級 ・ N-1 ・ N-2 ・ N-3 [5.3.2]
網戸等 [5.2.3]

種類	材質	線径	網目	適用箇所
・防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス製(SUS316)	※0.25mm以上 ・	※16～18メッシュ ・	※図示
・防鳥網	※ステンレス(SUS304)線材 ・	※1.5mm ・	※網目寸法15mm ・	※図示

ガラス ・ 複層ガラス ・ 単板ガラス ※図示 [5.3.3]
ステンレス製くつずりの仕上げ ※ HL ・ [5.3.4][5.4.4]
表面色 ※ 標準色 ・ 特注色 (・) [5.3.4]
水切り板，ぜん板 ※ 製造所の仕様による ・ 図示 [5.2.5][5.3.2]
製造所 評価名簿による

⑦ 鋼製建具

簡易気密型ドアセット ・ 適用する [5.4.2][表5.4.1]
外部に面する建具の耐風圧性 ⊙S-4 ・ S-5 ・ S-6 [5.4.2][表5.2.1]
・ 枠の見込み(※図示 ・)
・防音ドア,防音サッシの遮音性の等級 ・ T-1 ・ T-2 ・ T-3 ・ T-4 [5.2.2][5.4.2]
適用箇所 ※図示
・ 断熱ドア,断熱サッシの断熱性の等級 ・ H-1 ・ H-2 ・ H-3 ・ H-4 ・ H-5
適用箇所 ※図示
・耐震ドアの面内変形追随性の等級 ・ D-1 ・ D-2 ・ D-3
適用箇所 ※図示
点検口の類のくつずりの材料 ・ 枠と同材 ・ ステンレス [5.4.3]
ステンレス鋼板の種類 ※SUS304, SUS430J1L又はSUS443J1 ・ [5.4.3][5.6.3(1)]
鋼板類の厚さ ※ 図示(図示がない場合は表5.4.2による) ・ [5.4.4]
ステンレス製くつずりの仕上げ ※ HL ・ [5.4.4]
標準型鋼製建具の有効内法寸法（表5.4.5による） [5.4.6]
・ 適用する（建具符号，形式及び寸法は建具表による）
製造所 評価名簿による

8 鋼製軽量建具

簡易気密型ドアセット ・適用する [5.5.2]
・ 防音ドア,防音サッシの遮音性の等級 ・ T-1 ・ T-2 ・ T-3 ・ T-4
適用箇所 ※図示
・ 断熱ドア,断熱サッシの断熱性の等級 ・ H-1 ・ H-2 ・ H-3 ・ H-4 ・ H-5
適用箇所 ※図示
・ 耐震ドアの面内変形追随性の等級 ・ D-1 ・ D-2 ・ D-3
適用箇所 ※図示
鋼板類の種類 ※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 [5.5.3]
・ステンレス鋼板
ステンレス鋼板の種類 ※SUS304, SUS430J1L又はSUS443J1
召合わせ，縦小口包み板等の材質 ※ 鋼板 ・ ステンレス鋼板 ・ アルミニウム合金押出形材
鋼板類の厚さ ※ 図示(図示がない場合は表5.5.1による) ・
ステンレス製くつずりの仕上げ ※ HL ・ [5.4.4][5.5.4]
標準型鋼製軽量建具の有効内法寸法（表5.4.5による） [5.5.6]
・ 適用する（建具符号，形式及び寸法は建具表による）
製造所 評価名簿による

9 ステンレス製建具

簡易気密型ドアセット ・ 適用する [5.6.3]
外部に面する建具の耐風圧性 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6
枠の見込み(※図示 ・)
・防音ドア,防音サッシの遮音性の等級 ・ T-1 ・ T-2 ・ T-3 ・ T-4
適用箇所 ※図示
・ 断熱ドア,断熱サッシの断熱性の等級 ・ H-1 ・ H-2 ・ H-3 ・ H-4 ・
適用箇所 ※図示
・耐震ドアの面内変形追随性の等級 ・ D-1 ・ D-2 ・ D-3
適用箇所 ※図示
ステンレス鋼板の種類 ※SUS304, SUS430J1L又はSUS443J1 [5.6.3]
表面仕上げ ※ ＨＬ ・ 鏡面仕上げ [5.6.4]
曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ角出し曲げ(・a角 ・b角 ・c角) [5.6.5]
ステンレス製くつずりの仕上げ ※ HL ・ [5.4.4][5.6.4]
製造所 評価名簿による

10 木製建具

建具材の加工，組立て時の含水率 ※ Ａ種 ・ Ｂ種 [5.7.2][表5.7.1]
・ フラッシュ戸 [5.7.2][表5.7.2]
表面材の合板の種類 ※ 図示
品質等 ※ 5.7.2(2)(イ)(a)～(c)による ・
表面板の厚さ ※ 表5.7.6による
・ かまち戸
かまちの樹種 (・) 鏡板の樹種 (・) [5.7.2]
見込み寸法(mm) ※ 図示(図示がない場合は表5.7.7による) ・ [5.7.3][表5.7.7]
・ ふすま
種別 ※ Ⅰ型 ・ Ⅱ型 [5.7.2][表5.7.10]
上張りの種類 ・ 鳥の子 ・ 新鳥の子 ※ ビニル紙 ・ 雲花紙(押入等の裏側) ・
見込み寸法(mm) ※ 図示(図示がない場合は表5.7.7による) ・ [5.7.3][表5.7.7]
縁の仕上げ ※ 塗り縁 ・ 生地縁(素地) ・ 生地縁(カレタンクリヤー塗装) [5.7.4]
・ 戸ぶすまの見込み寸法(mm) ※ 図示(図示がない場合は表5.7.7による) ・ [5.7.3][表5.7.7]
品質等 ※ 5.7.2(2)(イ)(a)～(c)による ・
上張りの種類 ・ 鳥の子 ・ 新鳥の子 ※ ビニル紙 ・ 雲花紙(押入等の裏側) ・
・ 紙張り障子の見込み寸法(mm) ※ 図示(図示がない場合は表5.7.7による) ・ [5.7.3][表5.7.7]
枠，くつずりの材料 ※ 図示 ・ [5.7.2]
接着剤の材料 ホルムアルデヒド放散量 ※Ｆ☆☆☆☆ ・ [5.7.2]

⑪ 建具用金物

種類及び見掛かり部分の材質 ※ 表 5.8.1による ・ [5.8.2]
金属製建具用の丁番の枚数及び大きさ ※ 表 5.8.2による ・ [5.8.2]
樹脂製建具用の丁番の枚数及び大きさ ※ 表 5.8.3による ・ [5.8.2]
木製建具用の丁番の枚数及び大きさ ※ 表 5.8.4による ・ [5.8.2]
木製建具の戸車及びレール ※ 表 5.8.5による ・ [5.8.2]
握り玉及びレバーハンドル，押板類，クレセントの取付け位置 ※図示 [5.8.3]

⑫ 鍵

マスターキーの製作(対応) ⊙ 製作する (⊙ 既存合わせ) [機械棟 新設1/SSDのみ] [5.8.4]
⊙ 製作しない(※ 既存マスターキーに合わせる ⊙ 合わせない)
鍵の製作本数 ※3本1組 ・
鍵箱 ・設ける(本用 組) ※設けない
製造所 評価名簿による(評価名簿に記載のないものは図示による)

高知市 都市建設部 公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	瀬戸水再生センター水処理棟及び機械棟耐震改修工事（Ｒ７－１）	信清	清水	大下	濱口	松本	T-03
	図面名 [共通] 改修特記仕様書（３） 2024.04 縮尺 1/	作図 令和 ７年 ４月 日				

項目	特記事項

13 自動ドア開閉装置

戸の開閉方式　・図示　・片引き　・引分け　・片開き　[5.9.2]
引き戸用駆動装置　[5.9.2]
性能値　※表5.9.1による　・
バリアフリートイレ出入口に設置される引き戸用駆動装置
性能値　※表5.9.2による　・
引き戸用検出装置の種類　バリアフリートイレスイッチ
・大形(開・閉)押しボタンスイッチ　・非接触スイッチ
引き戸用検出装置　[5.9.2][表5.9.3]
性能値　※表5.9.3による　・
種類　・光線(反射)センサー　・熱線センサー　・音波センサー　[5.9.2][表5.9.4]
・光電センサー　・電波センサー　・押しボタンスイッチ
・タッチスイッチ　(・無線式タッチスイッチ　・光電式タッチスイッチ)
防錆　・適用する（塩害のおそれのある場合）　※適用しない
凍結防止措置　・行う
製造所　評価名簿による

14 自閉式上吊り引戸装置

性能　※表5.10.1による　・　[5.10.3]
製造所　評価名簿による

⑮ 重量シャッター

シャッターの種類　⊙管理用シャッター　耐風圧強度(　500　Pa　)　[5.11.2]
・外壁用防火シャッター　耐風圧強度(　N/m2　)
・屋内用防火シャッター
・防煙シャッター
開閉方式の種類　※電動式(手動併用)　・手動式　[5.11.1][表5.11.1]
急降下制動装置，急降下停止装置の設置箇所　※図示
障害物感知装置の設置箇所　※図示
危害防止機構の設置箇所　※図示
管理用シャッターのシャッターケース　⊙設ける　[5.11.2]
スラット及びシャッターケース用鋼板　[5.11.3]
鋼板の種類　⊙JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
めっきの付着量 ※Z12又はF12を満足するもの　・
ステンレス鋼板の種類　※SUS304，SUS430J1L又はSUS443J1　[5.6.3][5.11.3]
製造所　評価名簿による

16 軽量シャッター

開閉形式　・電動式(手動併用)　※手動式　[5.12.2][表5.12.1]
耐風圧強度　(　N/m2　)　[5.12.2]
障害物感知装置の設置箇所　※図示　[5.12.2]
スラットの材質の種類　[5.12.3]
・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
めっきの付着量 ※Z06又はF06を満足するもの　・
・JIS G 3322(塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)
めっきの付着量 ※AZ90を満足するもの　・
スラットの種類　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形　[5.12.4]
製造所　評価名簿による

17 オーバーヘッドドア

[5.13.2][5.13.3]

セクション材料による区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材料	耐風圧性能区分
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板	・50 ・75 ・100 ・125

電動式に設ける障害物感知装置の設置箇所　※図示
製造所　評価名簿による

⑱ ガラス

[5.14.2]

ガラスの種類，厚さ等	摘要
・熱線吸収板ガラス(グリーン)	※図示(製造所は評価名簿による)
※その他のガラス	※図示

ガラス溝の大きさ　※製造所の仕様による　・　[5.14.3][表5.14.1]

⑲ ガラス留め材

種別　[5.14.2]

建具の種類	材質	板ガラスをはめ込む溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	※シーリング材 ・ガスケット ・グレイジングチャンネル ・	※建具の製造所の仕様による ・
樹脂製	※シーリング材 ・ガスケット ・グレイジングビート ・	※建具の製造所の仕様による ・
鋼製及び鋼製軽量	※シーリング材　・ガスケット	※建具の製造所の仕様による　・
ステンレス製	※シーリング材　・ガスケット	※建具の製造所の仕様による　・
木製	※シーリング材　・押縁留め	

シーリング材　※ＳＲ-1　・　[表3.7.1]

20 ガラスブロック積み

ガラスブロック材料　[5.14.5]

表面形状	呼び寸法	厚さ	色調	防火性能
				※なし　・あり

壁用金属枠及び補強材　・図示　・ステンレス(SUS304)　・アルミニウム

力骨　[5.14.5]

材質	寸法	形状
※ステンレス鋼(SUS304)	※径5.5mm	※はしご形状複筋及び単筋
・	・	・

化粧目地モルタルの色　・　[5.14.5]
シーリング材の種類　※ SR－1　・　[5.14.5]
金属製化粧カバー　材質　・ステンレス製　・アルミニウム製　[5.14.5]
寸法　※図示
形状　※図示
工法　[5.14.5]
・建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法　※図示
目地幅の寸法　※図示
伸縮調整目地の位置　※図示

21 建築窓ガラス用フィルム

名称	種類，記号
※ ガラス飛散防止フィルム	※ＧＩ-1，ＧＤ-1　・ＧＩ-2，ＧＤ-2
・	

品質　JIS A 5759による

項目	特記事項

内装改修工事

① 他の部位との取合い等

撤去壁と取り合う天井，壁及び床の改修範囲　※図示　・壁厚程度　[6.1.3]
天井内の撤去壁と取合う天井の改修範囲　※図示　・壁面から両側600程度
撤去天井と取合う壁の改修範囲　※図示　・既存のまま
各部仕上げは，既存仕上げに準じたものとする

2 既存床の撤去及び下地補修

・ビニル床シート等の除去等　※仕上げ材のみ(接着剤等共)　[6.2.2]
・下地モルタル共(撤去範囲：※図示　・撤去範囲すべて)
・合成樹脂塗床材の除去等　・機械的除去工法　・目荒し工法
改修後の床の清掃範囲　※改修部分の端部から1.0m程度の範囲(工事で汚した範囲共)

3 既存壁の撤去及び下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修　※図示　・モルタル塗り([4.3.10]による)　[6.3.2]

4 ホルムアルデヒド放散量

※6.5.2 (ｳ) のいずれかによる。　[6.5.2]

5 目視検査

日本農林規格以外の製材及び集成材について，目視による材の欠点がないことの確認は，
樹種ごとに無作為に抽出し，その抽出割合は10%以上とする。

6 製材

・下地用針葉樹製材　[6.5.2]

施工箇所	※図示　・
樹種	・杉　・桧
寸法(mm)	※図示　・
等級	日本農林規格を使用する場合　：・１級　※２級 日本農林規格以外を使用する場合　：※特一等　・一等
含水率	※15%以下　・
保存処理	・行う　・行わない
防虫処理	・行う　・行わない
難燃処理	・行う　・行わない

・造作用針葉樹製材

施工箇所	※図示　・
樹種	・杉　・桧
寸法(mm)	※図示　・
等級	日本農林規格を使用する場合　見え掛かり面：※上小節　・無節 見え掛かり面以外※小節以上
	日本農林規格以外を使用する場合　見え掛かり面：※上小節　・無節　・特一等 見え掛かり面以外※小節以上　・特一等
含水率	※15%以下　・
保存処理	・
防虫処理	・行う　・行わない
難燃処理	・行う　・行わない

・広葉樹製材

施工箇所	※図示　・
樹種	・
寸法(mm)	※図示　・
等級	日本農林規格を使用する場合　：・特等　※１等　・２等
	日本農林規格以外を使用する場合　：※特一等　・一等
含水率	※10%以下　・
保存処理	・
防虫処理	・行う　・行わない
難燃処理	・行う　・行わない

7 造作用集成材

ホルムアルデヒド放散量等　※6.5.2(ｳ)による　[6.5.2]
・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	見付け材面数	見付け材面の品質
			※図示		※１等　・２等

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	化粧薄板の厚さ(mm)	寸法(mm)	見付け材面数	見付け材面の品質
		化粧薄板： 芯材：		※図示 ・		※１等 ・２等
		化粧薄板： 芯材：				

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率
		※図示		※15%以下

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	化粧薄板の厚さ(mm)	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板： 芯材：		※図示		※15%以下
	化粧薄板： 芯材：				

8 造作用単板積層材

・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材　[6.5.2]

施工箇所	品名	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理
		・ ・図示	・有（・天然木化粧加工　・塗装加工） ・無（等級：・１等　・２等　・３等）	・行う ・行わない

・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理	含水率
	・ ・図示	・有（・天然木化粧加工　・塗装加工） ・無（等級：・１等　・２等　・３等）	・行う ・行わない	※14%以下

9 直交集成板

・ＣＬＴ（直交集成板）

施工箇所	品名	曲げ強度(強度等級)	種別	接着性能(使用環境)	樹種	寸法(mm)
						※図示

項目	特記事項

10 合板等

下地用合板　[6.5.2]
・普通合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防炎処理
		※5.5 ・	・ラワン ・しな	※１類 ・２類	広葉樹(※2等以上・　) 針葉樹(※C-D以上・　)	・	・	・

・構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理	強度等級
		※12.0 ・	・	※１類 ・特類	※2級以上 ・1級	※C-D以上 ・	・	※指定しない ・

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
				※１類　・２類　・特類	・

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	厚さ(mm)	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
			※１類　・２類	・

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理
			※１類　・２類			・

・パーティクルボード

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分
	※15.0 ・	・素地(・研磨板　・無研磨板) ・単板張り (・研磨板　・無研磨板)	※13タイプ ・	※P又はMタイプ	

・構造用パネル

施工場所	品名	厚さ(mm)	等級
			・１級　・２級　・３級　・４級

・ミディアムデンシティーファイバーボード（ＭＤＦ）

施工箇所	厚さ(mm)	表裏の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

11 接合具等

造作材の化粧面の釘打ち　[6.5.3]
・適用する　(※隠し釘打ち　・　)　・適用しない
諸金物の形状，寸法及び材質　[6.5.3][表6.5.3～6.5.5]
・6.5.3(2)(ｱ)による
接着剤　ホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　[6.5.3]

12 木れんが

取付工法　※接着工法　・あと施工アンカー　(径：　長さ：　)　[6.5.4]
接着剤　ホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　[6.5.4]

13 防腐・防蟻処理

・薬剤の加圧注入による防腐及び防蟻処理　[6.5.5]

適用部材	保存処理性能区分
	・Ｋ２　・Ｋ３　・Ｋ４　・
	・Ｋ２　・Ｋ３　・Ｋ４　・

・薬剤の塗布等による防腐及び防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	※薬剤製造所の仕様による ・	・ ・

・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理
適用部位　(　)
・合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理
適用部位　(　)

14 間仕切軸組に用いる木材

※図示　・　[6.5.6]

15 床組に用いる木材

※図示　・　[6.5.6]

16 窓，出入口，その他に用いる木材

※図示　・　[6.5.7]

17 縁甲板及び上がりがまちに用いる木材

※図示　・　[6.5.8]

18 壁及び天井に用いる木材

※図示　・　[6.5.9]

⑲ 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類　[6.6.2][表6.6.1]
屋内　(※ 19形　・ 25形)　屋外　(・ 19形　※ 25形)
屋外の軒天井，ピロティ天井等
野縁等の間隔　[6.6.3][表6.6.2]

野縁	野縁受	つりボルト及びインサート	周辺部の端からの距離

新規天井下地のつりボルト受け等のインサート及びあと施工アンカー　[6.6.4]
※既存の埋込みインサートを使用する　・新たにつりボルト用あと施工アンカーを設ける
つりボルトの引張試験　試験箇所数及び確認強度は6.6.4(ｳ) による
屋内　※行う　・行わない　屋外　※行う　・行わない
・耐風圧性を考慮した補強　[6.6.4]
適用箇所：※図示　・　補強方法：※図示　・
・つりボルトの間隔が900mmを超える場合の補強
適用箇所：※図示　・　補強方法：※図示　・　[6.6.4]
・天井下地材における耐震性を考慮した補強
適用箇所：※すべて　・図示　・
補強方法：・国土交通省平成25年告示第771号の基準に適合するもの
※6.6.4(8)による。ただし，ふところ1.5m以下の場合も適用し，
固定方法は専用金具又はボルトとし，溶接は不可とする。
・
・天井のふところが3mを超える場合の補強
適用箇所：※図示　・　補強方法：※図示　・

20 軽量鉄骨壁下地

スタッド，ランナー等の種類　※ 表6.7.1による　・図示　[6.7.3][表6.7.1]
スタッドの高さが5mを超える場合　※図示　・　[6.7.3]
出入口及びこれに準ずる開口部の補強　※ 14.5.4(5)による　・図示　[6.7.4]

高知市　都市建設部　公共建築課	工事名：瀬戸水再生センター水処理棟及び機械棟耐震改修工事（Ｒ７－１）	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	図面名　[共通] 改修特記仕様書（４）　2024.04　縮尺　1／	作図　令和　７年　４月　日				T-04

項目	特記事項

(床仕上げ)

21 ビニル床シート張り

[6.8.2～6.8.3]

種類の記号	色柄	厚さ(mm)	特殊機能	施工箇所	備考
※ＦＳ ・	※ 無地 ・ﾏｰﾌﾞﾙ柄	※ 2.0 ・	・帯電防止　・耐動荷重性 ・防滑性　・耐薬品性		
※ＦＳ ・	※ 無地 ・	※ 2.0 ・	・帯電防止　・耐動荷重性 ・防滑性　・耐薬品性		

接合部の処理　※ 熱溶接工法　・突付け（施工箇所：　　）
帯電防止性能　※ 帯電防止性能評価値(JIS A 1455)1.2以上～3.2未満又は
体積電気抵抗値(JIS A 1454) 1×10^{7}～$10^{10}\Omega$ 程度
下地　※ 図示　・

22 ビニル床タイル張り

[6.8.2～6.8.3]

種類の記号	色柄	寸法	厚さ(mm)	特殊機能	施工箇所
※ＫＴ	・無地	※300×300	※ 2.0　・	・帯電防止　・防滑性	
・ＴＴ　・ＦＴ	・柄物	・	・ 2.0　・	・帯電防止　・防滑性	
・ＦＯＡ　・ＦＯＢ			・	・帯電防止　・防滑性	

帯電防止性能　※ 帯電防止性能評価値(JIS A 1455)1.2以上～3.2未満又は
体積電気抵抗値(JIS A 1454) 1×10^{7}～$10^{10}\Omega$ 程度
・

23 誘導用床材及び警告用床材

[6.8.2]

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
・レジンコンクリート系	※ 300×300	※ 30	※ JIS T 9251適合品
・タイル系	・	・ 60	
・塩化ビニル系	※ 300×300	※ 図示	

24 ビニル幅木

[6.8.2]

材種	厚さ(mm)	高さ(mm)	施工箇所
※ 軟質　・硬質	※ 1.5　・	※ 60　・ 75　・ 100	

25 ゴム床タイル張り

[6.8.2]

色柄	種類	厚さ(mm)	寸法(mm)	備考
	・単層　・複層	・3.0　・4.0　・5.0　・6.0　・9.0		

26 カーペット敷き

・織じゅうたん　[6.9.2][表6.9.1]

織り方	パイル形状	帯電性	品質(公表単価(円/m2))
・ｳｨﾙﾄﾝｶｰﾍﾟｯﾄ ・ﾀﾞﾌﾞﾙﾌｪｰｽｶｰﾍﾟｯﾄ ・ｱｷｽﾐﾝｽﾀｰｶｰﾍﾟｯﾄ	・カットパイル ・ループパイル ・カット，ループ併用	・摘要する	

色柄，パイル糸の種類
※模様のない無地のもの　種別（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種）

・タフテッドカーペット　[6.9.2]

パイル形状	パイル長	工法	帯電性	品質(公表単価(円/m2))
・カットパイル ・ループパイル ・レベルループパイル ・カット，ループ併用		※全面接着工法 ・グリッパー工法	・摘要する	

・タイルカーペット　[6.9.2]

種類	パイル形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質(公表単価(円/m2))
※ 第一種 ・第二種	・カットパイル　※ループパイル ・カットパイル，ループ併用	※ 500×500 ・	※　6.5 ・ 7.0	

タイルカーペットの敷き方　平場　※ 市松敷き　・ 模様流し　[6.9.3]
階段部分　※ 模様流し　・ 市松敷き
・下敷き材　※ JIS L 3204(反毛フェルト)に基づくの第２種２号，呼び厚さ 8.0mm　・　[6.9.2]
取付け用付属品　[6.9.2]
見切り　※（ 材質　　種類　　形状　　）・図示
押え金物　※（ 材質　　種類　　形状　　）・図示

㉗ 合成樹脂塗床

[6.10.3][表6.10.4～表6.10.8]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床	※図示 ・		※平滑仕上げ　・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床	※図示 ・	・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
⊙薄膜型塗床	※ 図 示		※平滑仕上げ

塗床材の塗料のホルムアルデヒド放散量　[6.10.2]
※ Ｆ☆☆☆☆

28 フローリング張り

単層フローリング　[6.11.2][6.11.3][6.11.4][6.11.6][表6.11.1][表6.11.3][表6.11.5]

種類	工法	厚さ(mm)	樹種	備考
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ１等	・釘留め工法(根太張り)	※15	・	
	・釘留め工法(直張り)	・12	・	
	・接着工法	・8		
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ１等	・接着工法	※15	・	
	・	・	・	

フローリングボードの幅，長さ　※表6.11.1，表6.11.3，表6.11.5による
フローリングブロックの幅，長さ　・300×300　・303×303

複合フローリング　[表6.11.2][表6.11.4][表6.11.6]

工法	種別	厚さ(mm)	樹種	備考
・釘留め工法(根太張り) ・釘留め工法(直張り)	・Ａ種 ・Ｂ種	※12 ・15	・ ・	
・接着工法	※ Ｃ種	(ひき板の厚さ) ・3mm以上 ※ 表6.11.4		

フローリングの幅，長さ　※表6.11.2，表6.11.4，表6.11.6による
接着工法の場合の不陸緩和材　※ 合成樹脂発泡シート　・　[6.11.5]
塗装　・ 工場塗装　・ ウレタン樹脂ワニス塗り　・　[6.11.6][7.11.1]
・ 現場塗装　※ ウレタン樹脂ワニス塗り　・ Ａ種　※ Ｂ種
・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り
・ 生地のままワックス塗り　（自然塗料）

複合フローリングのホルムアルデヒド放散量　[6.11.2]
※ Ｆ☆☆☆☆，またはそれと同等と認められるもの

29 畳敷き

・畳　種別　※ Ｄ種（ 畳床 ・ KT-Ⅰ ・ KT-Ⅱ ※ KT-Ⅲ ・ KT-K ・ KT-N ）　[6.12.2][表6.12.1]

・衝撃緩和型畳　畳表　・ Ｃ１　・ Ｃ２

項目	特記事項

(天井，壁仕上げ)

㉚ せっこうボードその他のボード及び合板張り

材料　[6.13.2][表6.13.1]

種類	JISの記号	厚さ(mm)　規格等
・硬質木毛セメント板	HW	・15　・20　・25
・普通木毛セメント板	NW	・15　・20　・25
・硬質木片セメント板	HF	・12　・16　・18　・21
・普通木片セメント板	NF	・30
⊙けい酸カルシウム板 （ノンアスベスト）	0.8FK 1.0FK	タイプ2(無石綿)　・ 6　・ 8 ⊙5
・化粧けい酸カルシウム板		・ 6　・
・ロックウール化粧吸音板	DR	※ フラットタイプ(※9(準不燃)　・12　・　) ・ 凹凸タイプ(※12(不燃)　・15　・　)
・ロックウール吸音ボード1号	RW-B	※ 25
・グラスウール吸音ボード2号32K	GW-B	※ 25(ガラスクロス包)
・せっこうボード	GB-R	※12.5(不燃)　・ 15(不燃)　・ 9.5(準不燃)
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	・9.5(不燃)　・ 化粧無(下地張り用) ・ 化粧有(トラバーチン模様)
・シージングせっこうボード	GB-S	※12.5(不燃)　・ 15(不燃)　・ 9.5(準不燃)
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5(不燃)　・15(不燃)
・せっこうラスボード	GB-L	・9.5　・12.5
・化粧せっこうボード(ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様)	GB-D	・9.5(準不燃)　・12.5(不燃)
・化粧せっこうボード(木目)	GB-D	・9.5(準不燃)　・12.5(不燃)　模様(　　)
・普通合板		表板の樹種名　※ 図示 板面の品質(　　) 厚さ(mm)　(　　) 接着の程度　・ １類　・ ２類 ・ 防虫処理　・ 難燃処理　・ 防炎処理
・コンクリート型枠用合板		厚さ(mm)　(　　)
・構造用合板		厚さ(mm)　(　　)
・天然木化粧合板		化粧板の樹種名 (　　) 接着の程度　・ １類　・ ２類 厚さ(mm)　(　　) ・ 防虫処理
・特殊加工化粧合板 (　・メラミン化粧合板　) (　・ポリエステル化粧合板　) (　・プリント合板　) (　・　)		表面性能　・ F　・ FW　・ W　・ SW 接着の程度　・ １類　・ ２類 厚さ(mm)　(　　) ・ 防虫処理
・ミディアムデンシティファイバーボード	MDF	・ 3　・ 7　・ 9　・ 12
・単板張りパーティクルボード		・ 無研磨板　・研磨板 ・ 10　・ 12　・ 15　・ 18
・化粧パーティクルボード		・ 単層オーバーレイ ・ 塗装　・ プラスチックオーバーレイ ・ 10(難燃)　・ 12(難燃)
・ハードボード(素地)	HB	・ 無研磨板(・スタンダード　・テンパード　) ・ 研磨板　(・スタンダード　・テンパード　)
・ハードボード(化粧)		・ 内装用　・ 外装用 ・2.5　・ 3.5　・ 5　・ 7
・インシュレーションボード	IB	A級(・ 天井仕上　・ 内装仕上　・　) ・ 9　・ 12　・ 15　・ 18

せっこうボードの目地処理の種類　[6.13.3][表6.13.5]

目地工法の種類	せっこうボードのエッジの種類
継目処理工法	・ テーパエッジ　※ ベベルエッジ
突付け工法	※ ベベルエッジ　・ スクェアエッジ
目透し工法	※ スクェアエッジ　・ ベベルエッジ

合板類の張付け　・ Ａ種　※ Ｂ種　[6.13.3][表6.13.3]
ＭＤＦ及びパーティクルボード並びに合板のホルムアルデヒド放散量
※ Ｆ☆☆☆☆，またはそれと同等と認められるもの　[6.13.2]
遮音壁に用いるシール材　・ シーリング材　・ ジョイントコンパウンド　[6.13.2]
天井のボードの重ね張りの張り付け方法(ロックウール吸音板を除く)　[6.13.3]
(　　)

31 壁紙張り

壁紙　[6.14.2]

種類	程度	防火性能	施工箇所
※塩化ﾋﾞﾆﾙ樹脂系		・ 不燃　・ 準不燃　・ 難燃	
・		・ 不燃　・ 準不燃　・ 難燃	
・		・ 不燃　・ 準不燃　・ 難燃	

素地ごしらえ　モルタル面及びプラスター面　・Ａ種　※ Ｂ種　[6.14.3][表7.3.4]
コンクリート面及びALCパネル面　・Ａ種　※ Ｂ種　[6.14.3][表7.3.5]
せっこうボード及びその他のボード面　・Ａ種　※ Ｂ種　[6.14.3][表7.3.7]
壁紙のホルムアルデヒドの放散量等※ Ｆ☆☆☆☆，またはそれと同等と認められるもの　[6.14.2]

32 接着剤

壁紙，ビニル床タイル，ビニル床シート，幅木，フローリングその他内装に使用する接着剤の
ホルムアルデヒド放散量
※Ｆ☆☆☆☆

33 モルタル塗り

モルタル　※現場調合材料　・既調合材料（　　）　[6.15.3]
既製目地材　・ 適用する(形状：※図示　・　　)
仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置　[6.15.5]
※ステンレス製アンカーピン縦横@200打込，ステンレス製ラス等張り　・図示
床の目地　・ 適用する　(目地割り　※2㎡程度　最大目地間隔3m程度　・　)　[6.15.6]
(種類　※押し目地　・　)
タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験
※ 行う　・ 行わない

34 タイル張り

伸縮調整目地の位置　・ 図示　※6.16.2(1)(7)による　[6.16.2]
タイルの見本焼き　※ 行わない　・ 行う　[6.16.2]
タイルの試験張り　※ 行わない　・ 行う　[6.16.2]

・セメントモルタルによるタイル張り　[6.16.3]

施工箇所	形状寸法(mm)	吸水率の区分			うわぐすり		色		耐凍害性	耐滑り性	役物の適用	品質(公表単価(円/m2))
		Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施釉	無釉	標準	特注				
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理　・ MCR工法　・ 目荒し工法　・
壁タイル張りの工法
内装タイル　・ 密着張り　・ 改良圧着張り　[表6.16.4]

項目	特記事項

・有機系接着剤によるタイル張り　[6.16.4]

施工箇所	形状寸法(mm)	吸水率の区分			うわぐすり		色		耐凍害性	耐滑り性	役物の適用	品質(公表単価(円/m2))
		Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施釉	無釉	標準	特注				
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
接着剤のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・　[6.16.4]
壁タイル張りの工法
内装タイル　※ 内装壁タイル接着剤張り　[表6.16.6]

35 セルフレベリング材塗り

[6.17.2][6.17.3][表6.17.1]

種類	標準塗厚(mm)	施工箇所
・せっこう系・セメント系	※ 10　・	

塗装改修工事

① 一般事項

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆とする　[7.1.3]
防火材料　・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは，防火材料とする。　[7.1.3]
・次の箇所を除き防火材料とする。(箇所：　　)

2 下地調整

塗替えＲＢ種の既存塗膜の除去範囲　※劣化部分は除去し，活膜部分は残す　・　[7.2.1]
[7.2.2～7.2.7][表7.2.1～表7.2.7]

下地面の種類		下地調整の種別	ひび割れの補修
木部	不透明塗料塗り	※ＲＢ種　・	
	透明塗料塗り	・ ＲＢ種　・	
鉄鋼面		※ＲＢ種　・	
亜鉛めっき鋼面		※ＲＢ種　・	
モルタル面，プラスター面		※ＲＢ種　・	・行う ・行わない
コンクリート面(DP以外)・ＡＬＣパネル面		※ＲＢ種　・	・行う ・行わない
コンクリート面(DP)・押出成形セメント板面		・	・行う ・行わない
せっこうボード面・その他ボード面		※ＲＢ種　・	

③ 素地ごしらえ

[7.3.2～7.3.7][表7.3.1～表7.3.7]

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗り	※ Ａ種　・ Ｂ種
	透明塗料塗り	・ Ａ種　※ Ｂ種
鉄鋼面(DP以外)		・ Ａ種　・ Ｂ種　※ Ｃ種
鉄鋼面(DP)		・ Ａ種　※ Ｂ種　・ Ｃ種
亜鉛めっき鋼面		・ Ａ種　・ Ｂ種
モルタル面及びプラスター面		・ Ａ種　※ Ｂ種
コンクリート・ＡＬＣパネル面(DP以外)		・ Ａ種　※ Ｂ種
コンクリート (DP)		・ Ａ種　・ Ｂ種
押出成形セメント板面		・ Ａ種　・ Ｂ種
せっこうボード面(継目処理工法)		※ Ａ種　・ Ｂ種
せっこうボード面(継目処理以外)・その他ボード面		・ Ａ種　※ Ｂ種

④ 錆止め塗料の種別

[7.3.3，7.4.2～7.4.3][表7.3.3，表7.4.1～表7.4.6]

塗装面			塗料	工程
鉄鋼面	SOP	塗替え		※Ｃ種
		新規見え掛り部分	※Ａ種	※Ａ種　・Ｂ種
		新規見え隠れ部分		※Ｂ種　・Ａ種
	DP	塗替え	1回目　Ｃ種 2，3回目　Ｄ種	※Ａ種
			※Ｅ種	・Ｂ種　・Ｃ種
		新規見え掛り部分	1回目　Ｃ種	※Ａ種
		新規見え隠れ部分	2，3回目　Ｄ種	※Ｂ種
	屋内(EP-G)	塗替え		※Ｃ種
		新規見え掛り部分	※Ｂ種　・Ａ種	※Ａ種
		新規見え隠れ部分		※Ｂ種
亜鉛めっき鋼面	SOP	塗替え	※Ａ種　・Ｂ種	※Ｃ種
		鋼製建具	※Ａ種　・Ｂ種	※Ａ種　・Ｂ種
		鋼製建具以外	※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
	DP	塗替え	※Ｂ種	[表7.4.6]
		鋼製建具	※Ｂ種	[表7.4.6]
		鋼製建具以外	※Ｂ種	[表7.4.6]
	屋内(EP-G)	塗替え	※Ｃ種	※Ｃ種
		鋼製建具	※Ｃ種	※Ａ種　・Ｂ種
		鋼製建具以外	※Ｃ種	※Ｂ種　・Ａ種

高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	瀬戸水再生センター水処理棟及び機械棟耐震改修工事（Ｒ７－１）	信清	澤田	濱口	松本	T-05
	図面名　[共通] 改修特記仕様書（５）　2024.04　縮尺　1／	作図　令和　７年　４月　日				

項目	特記事項

⑤ 塗装の種別

[7.3.2, 7.5.2～7.13.2][表7.5.1～表7.13.1]

略号	塗装		塗装面	塗替え	新規
・SOP	合成樹脂調合ペイント塗り 塗料の種類 ※１種		木部(屋外)	※ B種	※A種 ・
			木部(屋内)	※ B種	※ B種
			鉄鋼面	※ B種	※B種 ・A種
			亜鉛めっき鋼面	※ B種	※B種
			鋼製建具 (亜鉛めっき鋼面)	※ A種	※B種
・CL	クリヤラッカー塗り			※B種 ・A種	※B種 ・A種
・NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り			※B種 ・A種	※B種 ・A種
⊙DP	耐候性塗料塗り	上塗り塗料等級 ・1級 ・2級 ⊙3級	鉄鋼面	表7.8.1	表7.8.1
			亜鉛めっき鋼面	表7.8.2	表7.8.2
			ｺﾝｸﾘｰﾄ面及びECP面	・A-2 ・B-2 ・C-2	・A-1 ・B-1 ・C-1
・EP-G	つや有合成樹脂エマルション ペイント塗り		ｺﾝｸﾘｰﾄ面	※ B種	※B種 ・A種
			ﾓﾙﾀﾙ面	※ B種	※B種 ・A種
			ﾌﾟﾗｽﾀｰ面	※ B種	※B種 ・A種
			せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面	※ B種	※B種 ・A種
			その他ﾎﾞｰﾄﾞ面	※ B種	※B種 ・A種
			屋内木部	※ B種	※A種
			屋内鉄鋼面	※ B種	※A種 ・B種
			屋内亜鉛めっき鋼面	※ A種	※A種 ・B種
⊙EP	合成樹脂エマルション ペイント塗り		ｺﾝｸﾘｰﾄ面	※ B種	※B種 ・A種
			ﾓﾙﾀﾙ面	※ B種	※B種 ・A種
			ﾌﾟﾗｽﾀｰ面	※ B種	※B種 ・A種
			せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面	※ B種	※B種 ・A種
			その他ﾎﾞｰﾄﾞ面	※ B種	※B種 ・A種
・UC	ウレタン樹脂ワニス塗り			※ B種	※B種 ・A種
・ステイン塗り	・ピグメントステイン塗り			表7.12.1	表7.12.1
	・オイルステイン塗り(OS)				
・WP	木材保護塗料塗り			※ B種	※B種 ・

CL　A種の場合の塗料の種類　・
UC　着色　・適用する
OS　仕様　・図示

耐震改修工事

① 一般事項

図示，「公共建築改修工事標準仕様書」及びこの章の特記事項以外は，国土交通省住宅局建築指導課監修「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針同解説(2011年改訂版)」第４章の該当事項を適用する。この特記仕様書は，公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和４年版 第8章 耐震改修工事において適用する。耐震改修工事以外については，新営特記仕様書を適用し別途記載を行う。

(鉄筋工事関係)
② 鉄筋の種類

[8.2.1][表8.2.1]

種類の記号	呼び名	使用箇所
※ SD295	※D16以下	図示による
※ SD345	※D19以上	図示による
・SD390		
・SD490		
・SR235		
・SR295		

③ 溶接金網

規格　※ JIS G 3551　[8.2.2]
種類　⊙溶接金網　・鉄筋格子　[8.2.2]
鉄線の形状，網目寸法　(100x100)
鉄線の径(mm)　(6φ)

4 鉄筋の加工

・鉄筋の折曲げ形状が90° 未満の内法直径D=　[8.3.2]

⑤ 鉄筋の継手及び定着

継手　[8.3.4][表8.3.2]

部位	継手方法	呼び名
柱・梁の主筋	※ ガス圧接継手 ・重ね継手 ・機械式継手 ・溶接継手	
耐力壁の鉄筋	※ 重ね継手 ・	全て
その他	※ 重ね継手 ・	

継手位置　※ 図示 ・　[8.3.4]
重ね継手の長さ　※ 図示 ・表8.3.2による長さと40dとの大きい値　[8.3.4]
先組み工法等で柱，梁の主筋の降り合う継手を同一箇所に設ける場合　※ 図示 ・　[8.3.4]
鉄筋の定着長さ　※ 表8.3.4による　[8.3.4]
定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法　・図示　[8.3.4]

特殊な鉄筋継手の場合　[8.4.2～8.4.3]
・機械式継手　平成12年建設省告示第1463号に適合する性能　[8.4.2]
・A級
鉄筋相互のあき
・評定等の内容による　・図示
施工完了後の継手部の試験
・外観試験　試験項目，試験方法　※ 図示
・超音波探傷試験　試験対象　※ 図示
不合格となった場合の措置　※ 図示

・溶接継手　平成12年建設省告示第1463号に適合する性能　[8.4.3]
・A級
鉄筋相互のあき
・評定等の内容による　・図示
施工完了後の継手部の試験
・外観試験　試験項目，試験方法　※ 図示
・超音波探傷試験　試験対象　※ 図示
不合格となった場合の措置　※ 図示

定着長さ　柱に取り付ける梁の引張り鉄筋の定着長さ
※図示　・表8.3.4による
上記以外の鉄筋の定着長さ
※図示　・表8.3.4による

⑥ 鉄筋のかぶり厚さ

※表8.3.6による　(D29以上を使用する場合は，径の1.5倍以上確保)　[8.3.5]
・塩害を受けるおそれのある部分等，耐久性上不利な箇所の最小かぶり厚さは下表による。

表8.3.6の値に加える数値(mm)

施工箇所等	
柱，梁，壁及び底等の外気に接する打増し面	※ 10 ・

・軽量コンクリートで土に接する部分の最小かぶり厚さ　[8.3.5]
表8.3.6の値に加える数値(mm)　(　)
・機械式継手及び溶接継手の場合の鉄筋相互のあき　※ 図示

項目	特記事項

7 帯筋組立の形，継手及び定着

※ 図示　[8.3.4]

⑧ 壁の配筋

壁筋の定着長さ　※ 図示 ・　[8.3.7]
シアコネクタの種類，径，長さ，彫込み深さ及び間隔　※ 図示 ・　[8.3.7][8.7.8]

⑨ 壁開口部の補強

※ 図示 ・　[8.3.7]

10 スリーブの材種，規格等

※ 下記の通り ・図示　[8.2.7][表8.2.6]
(ｉ) 外壁の地中部分等水密を要する部分に用いるスリーブは，つば付き鋼管とする。
(ii) 地中部分で水密を要しない部分に用いるスリーブは，硬質ポリ塩化ビニル管とする。
(iii) (ｉ)及び(ii)以外の円形スリーブは，溶融亜鉛めっき鋼板とし，原則として，筒形の両端を外側に折り曲げてつばを設ける。また，必要に応じて，円筒部を両方から差し込む伸縮形とする。
(iv) 硬質ポリ塩化ビニル管は，防火区画を貫通する場合には使用しない。
なお，柱及び梁以外の箇所で，開口補強が不要であり，かつ，スリーブ径が 200mm 以下の部分は，紙チューブとすることができる。

11 圧接完了後の試験

試験方法　※ 超音波探傷試験(全数) ・　[8.3.8]

⑫ 既存部分の取り扱い

既存仕上げの撤去範囲　※ 図示 ・8.21.2による　[8.21.2][8.22.2][8.23.2]
設備機器，配管等の撤去及び移設　※ 図示 ・
既存構造体の撤去範囲　※ 図示 ・
はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置　※ 図示　※鉄筋の場合，必要に応じて先端にキャップ等を取付けて養生。鉄骨の場合は発泡スチロール等で養生。
目荒らしの程度　[8.21.3][8.22.3][8.23.3][8.26.6]
既存柱・梁　※平均深さで2～5mm(最大で5～7mm)程度の凹面を，合計が打継ぎ面の15～30%程度の面積となるように全体にわたってつける。
・図示
増打ち壁増設　※既存壁には打継ぎ面の10～15%程度を目安として目荒しを行う。
・図示
割裂補強筋の仕様　※ 図示 ・　[8.21.6][8.22.7]

(コンクリート等)
⑬ コンクリートの種別

※ Ｉ類 ・ II類 ・　[8.1.3][表8.1.1]

⑭ コンクリートの材料及び調合

※普通コンクリート　[8.1.3][8.1.4]

設計基準強度 Fc(N/mm2)	スランプ (cm)	適用箇所
※ 21	・15 ⊙18	全て
・18	・15 ・18	
・		

セメントの種類　※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種　[8.2.5]
・高炉セメントB種　適用箇所(　)
・フライアッシュセメントB種　適用箇所(　)

・軽量コンクリート　[8.1.3][8.9.1～8.9.2]

設計基準強度 Fc(N/mm2)	スランプ (cm)	使用箇所
※ 21	※ 18 ・	
・		

種類　・ １種(　t/m3)　・ ２種(　t/m3)　[8.9.1][表8.9.1]

骨材　[8.2.5]
アルカリシリカ反応性による区分　※Ａ ・Ｂ

混和材料　[8.2.5]
⊙混和剤　※ＡＥ剤又はＡＥ減水剤標準形 (JIS A 6204)
・高性能ＡＥ減水剤標準形　(JIS A 6204)
・
・混和材　・フライアッシュ (・Ｉ種 ・II種 ・Ⅳ種) (JIS A 6201)
・コンクリート用高炉スラグ微粉末　(JIS A 6206)
・コンクリート用シリカフューム　(JIS A 6207)
・コンクリート用膨張材　(JIS A 6202)

構造体強度補正値 (S)　[8.2.5]
※表8.2.4による ・

外部に面するコンクリートの打増し厚さ(mm)　[8.7.8]
外壁　※図示 ・20 ・25 ・
その他　※図示 ・20

⑮ 打放し仕上げの種別

※ 合板せき板を用いる場合　[8.1.4][8.2.7][表8.1.4]

種別	厚さ(mm)	施工箇所
・Ａ種	※ 12 ・	
⊙Ｂ種	※ 12 ・	打放し面全て
・Ｃ種	※ 12 ・	

・せき板の材料として合板を用いない場合
材料 (
厚さ (

⑯ コンクリートの仕上りの平たんさ

適用部位　※ 下表 ・図示　[8.1.4][表8.1.5]

種別	コンクリートの内外装仕上げ	平たんさ	適用部位による仕上げの目安 柱・梁・壁	床
a種	ｺﾝｸﾘｰﾄが見え掛りとなる場合又は仕上げ厚さが極めて薄い場合その他非常に良好な平たんさ及び良好な表面状態が必要な場合	3mにつき7mm以下	化粧打放しｺﾝｸﾘｰﾄ 塗装仕上げ 壁紙張り 接着剤による陶磁器質ﾀｲﾙ張り	合成樹脂塗床 ﾋﾞﾆﾙ系床材張り 床ｺﾝｸﾘｰﾄ直均し仕上げ ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ (置敷式)
b種	仕上げ厚さが７mm未満の場合その他良好な平たんさが必要な場合	3mにつき10mm以下	仕上塗材塗り 外装ﾀｲﾙｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ張り	ｶｰﾍﾟｯﾄ張り 防水下地 ｾﾙﾌﾚﾍﾞﾘﾝｸﾞ材塗り
c種	仕上げ厚さが７mm以上の場合又は下地の影響を受けにくい仕上げの場合	1mにつき10mm以下	ｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙによる陶磁器質ﾀｲﾙ張り ﾓﾙﾀﾙ塗り 胴縁下地	ﾀｲﾙ張り ﾓﾙﾀﾙ塗り 二重床

⑰ 構造体用モルタルの材料及び調合(グラウト材)

材料　※ 早強型特殊セメント系無収縮モルタル(プレミックスタイプ) ・　[8.2.6][表8.2.5]
設計基準強度　※ fc=30(N/mm2)(材齢：28日) ・
コンシステンシー　※ Ｊ14ロート試験法による ・
フロー値　・
製造所　※ 評価名簿による ・
試験　種別　圧縮強度試験　供試体：φ50，H=100(Ｊ14ロート流下速度試験を行い作成する)
回数　１組の作業班が１日に行った施工箇所毎かつ2.0m3及びその端数毎につき１回

(鉄骨)
⑱ 鉄骨製作工場

※「指定性能評価機関」による大臣認定工場で当該設計図書の内容を満たす評価基準を有する工場　[8.1.5]
⊙Ｓグレード ⊙Ｈグレード ⊙Ｍグレード ⊙Ｒグレード ・Ｊグレード

19 鉄骨製作工場における施工管理技術者の配置

適用する　[8.1.6]

項目	特記事項

⑳ ﾎﾞﾙﾄのｹﾞｰｼﾞ，ﾎﾞﾙﾄ間隔 縁端距離等

※ (一社)日本建築学会「建築工事標準仕様書6 鉄骨工事」による。 ・図示　[8.13.2]

㉑ 鋼材

[8.2.8][表 8.2.7]

種類	形状	寸法	使用箇所
⊙ SS400	⊙H型鋼 ⊙切板鋼板	⊙H-244*175*7*11 ⊙H-194*150*6*9 ⊙B.PL-322*255*12 ⊙B.PL-300*206*12 ⊙PL-50*50*6	※ 図示
・			

22 高力ボルトの種類等

※ トルシア形高力ボルト(S10T)　(ねじの呼び　※図示)　[8.2.9]
・ JIS 形高力ボルト(F10T)　(ねじの呼び　※図示)　[8.2.9]
ナット回転法の場合ﾎﾞﾙﾄの長さが呼びの5倍を超える場合の回転量 (※ 図 示)　[8.14.7]
・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト(F8T 相当)　(ねじの呼び　※図示)　[8.2.9]

23 スタッド

種類等　※ 図示 ・　[8.2.11]

24 材料試験等

板厚方向に引張力を受ける鋼板のJIS G 0901による試験　・実施する　・実施しない　[8.2.14]

㉕ 溶接接合(技能資格者)

溶接技能者への技量付加試験　[8.15.3]
・行う　※ 行わない
代替エンドタブを使用する場合は，技量付加試験を行うか，ＡＷ検定協議会が実施する代替エンドタブ検定により認定された溶接技能者でなければならない

26 仮組

※ 実施しない ・　[8.13.10]

27 摩擦面のすべり試験

※実施しない　・実施する　試験の方法等　※図示　[8.14.2]

㉘ 溶接部の試験

⊙超音波探傷試験　[8.15.11]
・放射線透過試験　試験箇所 (　)
・マクロ試験(エンドタブ使用) 試験箇所 (　)
・

29 開先，ｽｶﾗｯﾌﾟの形状

※ 図示 ・　[8.15.4][8.15.7]

30 エンドタブ

※ 切断する ・切断しない　[8.15.7]
切断する箇所　※ 見えがかり部 ・図示
切断範囲 ・　※ 図示

㉛ 錆止め塗料の種別

項目「塗装改修工事－4」の「錆止め塗料の種別」による　[8.17.1]

㉜ 錆止め塗装の範囲

※8.17.2による　[8.17.2]

33 耐火被覆

種別　[8.18.2]
・耐火材吹付け工法　[8.18.4]
・ロックウール吹付け工法 (・乾式工法 ・半乾式工法 ・湿式工法)
・耐火板張り工法 (・繊維入けい酸カルシウム板 ・)　[8.18.5]
・耐火材巻付け工法 (・高断熱ロックウール ・)　[8.18.6]
・ラス張りモルタル塗り 左官工法　[8.18.7]
・耐火塗料 塗装工法　[8.18.8]
・図示
耐火性能　[8.18.3]

耐火性能	適用箇所
・30分 ・1時間 ・2時間	

34 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合

摩擦面の処理　※ ブラスト処理又はりん酸塩処理　[8.20.5]
ただし，りん酸塩処理とする場合は，すべり耐力等の確認をすべり試験により行うこと。

㉟ 柱底均しモルタル及びグラウト材

※ 無収縮モルタル ・　[8.2.12]
製造所(製品名)　評価名簿による

㊱ あと施工アンカー

・金属系アンカー　[8.2.4]

アンカー本体 径	埋込み長さ	構造計算で用いた引張耐力	構造計算で用いたせん断耐力	アンカーのセット方式	接合筋 種類	径	長さ	使用箇所
	※ 図示 ・ 径×5以上	・	・	※本体打込み式 改良型 ・従来型 ・ｽﾘｰﾌﾞ打込み式	・SD295 ・SD345	・D13	※図示	
		・	・			・D16		
		・	・			・D19		
		・	・			・D22		

⊙接着系アンカー 【水処理棟Ｉ期－①】　[8.2.4]

アンカー本体 径	埋込み長さ	構造計算で用いた引張耐力	構造計算で用いたせん断耐力	アンカー筋 種類	定着長さ	使用箇所
⊙ M16	※ 図示 ・径×12以上	・	・	⊙SD295 ⊙SD345	※図示	図示による
⊙ M20		・	・			図示による
⊙ D19		⊙ 42.6	⊙ 69.3			図示による
⊙ D22		⊙ 99.5	⊙ 93.5			図示による

アンカーの種類　※ カプセル方式の回転・打撃式

⊙接着系アンカー 【水処理棟Ｉ期－②】　[8.2.4]

アンカー本体 径	埋込み長さ	構造計算で用いた引張耐力	構造計算で用いたせん断耐力	アンカー筋 種類	定着長さ	使用箇所
⊙ D13	※ 図示 ・径×12以上	⊙ 31.3	⊙ 26.2	⊙SD295 ⊙SD345	※図示	図示による
・ D16		・	・			
⊙ D19		⊙ 79.6	⊙ 69.3			図示による
⊙ D22		⊙ 92.5	⊙ 93.5			図示による
⊙ D25		⊙ 121.2	⊙ 122.4			図示による

アンカーの種類　※ カプセル方式の回転・打撃式

⊙接着系アンカー 【機械棟】　[8.2.4]

アンカー本体 径	埋込み長さ	構造計算で用いた引張耐力	構造計算で用いたせん断耐力	アンカー筋 種類	定着長さ	使用箇所
⊙ M16	※ 図示 ・径×12以上	・	・	⊙SD295 ⊙SD345	※図示	図示による
⊙ M20		・	・			図示による
⊙ D19		⊙ 80.1	⊙ 93.5			図示による
⊙ D22		⊙ 92.5	⊙ 93.5			図示による

アンカーの種類　※ カプセル方式の回転・打撃式

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
瀬戸水再生センター水処理棟及び機械棟耐震改修工事（Ｒ７－１）	信清	髙田	大下	濱口	松本	T-06
図面名 [共通]改修特記仕様書（６） 2024.04 縮尺 1/	作図 令和 ７年 ４月 日				

項目	特記事項

37 あと施工アンカー性能確認試験
※ 行う　試験の種類　・　対象　[8.2.4]

38 埋め込み配管等の探査
探査方法　※ 鉄筋探査器により確認する　[8.12.4]
(鉄筋探査器で確認できない場合は,はつりを行い,埋設の鉄筋，金物類の位置を確認する)
・

㊴ あと施工アンカーの施工後の確認試験
※ 抜取試験　・　[8.12.7]
引張試験　試験数　※ 8.12.7による　・
引張試験の確認強度 (S-01図 １８章による)

㊵ 現場打ち鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ壁の増設工事
既存仕上げ等の撤去　※ 図示　[8.21.2]
既存構造体の撤去　※ 図示　[8.21.2]
割裂補強筋の仕様　※ 図示　[8.21.6]
コンクリートの打込み工法　※ 流込み工法　・ 圧入工法　[8.21.8]
既存構造体との取合い　※ 図示　・　[8.21.9]
増設壁工事後の仕上げ　※ 図示　・　[8.21.10]

41 鉄骨ﾌﾞﾚｰｽの設置工事
割裂補強筋の仕様　※ 図示　[8.22.7]
ブレース設置工事後の仕上げ　※ 図示　・ 下記による　[8.22.9]
外側補強一枠付鉄骨ブレースの仕上げ
防錆処理　：亜鉛・アルミニウム溶射(AL-15%，ZN-85%)
厚さ　100μm
素地ごしらえ：亜鉛メッキ面B種(18.2.4)
封孔処理　：亜鉛メッキ面用エポキシ樹脂塗料2回以上
塗装　：ＤＰ3級

42 柱補強工事
・ 溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法　[8.23.5]
構造体用モルタルの厚さ　※ 図示　・ 60mm以上　・
コンクリート及び
構造用モルタルの打込み工法　※ 流込み工法　・ 圧入工法
フープ筋　径　※図示　配置　※図示
・ 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法　[8.23.6]
柱頭及び柱脚の隙間　※ 図示　・
・ 連続繊維補強工法　[8.24.1][4.1.4]
ひび割れ部の改修工法　※ 樹脂注入工法　・
隅角部の面取り　※ 図示　・
連続繊維補強材の強度試験　・ 引張強度試験(JIS A 1191に準拠)　※ 行う
・ 付着強度試験(JIS A 6909に準拠)　※ 行う

43 連続繊維補強工事　[8.2.13]

材料	工法	引張強度 N/mm2	ヤング係数
※炭素繊維 ・アラミド繊維 ・			

強度試験　・ 引張強度試験　・ 付着強度試験　[8.23.7]
補強工事後の仕上げ　※ 図示　・　[8.23.7][8.24.5]

㊹ 耐震スリット新設工事
耐震スリットの幅及び深さ　※ 図示　・　[8.25.2]
既存仕上げの撤去範囲　※ 図示　※ 8.21.2(1)，(3)及び8.21.3(4)　[8.25.2]
耐火材　※ 図示　・　[8.25.2]
遮音材　※ 図示　・　[8.25.2]
撤去部の補修　※ 図示　・　[8.25.2]

45 免震改修工事
支承材，減衰材
材質及び諸元　※ 図示　・　[8.26.7]
性能確認試験　※ 行う(項目：　，数量：　)・ 行わない　[8.26.7]
製品検査　[8.26.7]

項目	内容	判定基準	検査頻度
・ ・	・ ・	・ ・	・ ・

支承材又は減衰材の設置　[8.26.10]
防錆処置　※ 製造所の仕様による　・
設置位置の寸法許容差　※ 図示　・
別置の免震材料又は減衰材の種類，形状，寸法，数量及び設置条件
※ 図示　・
割裂補強筋　・ 適用する　・　[8.26.10]
設置後の仕上げ　※ 図示　・　[8.26.13]
支承材への耐火被覆　・ 適用する(仕様　)・ 適用しない　[8.26.14]
免震エキスパンションジョイント等の仕様及び工法　※ 図示　[8.26.15]
検査　※ 行う(項目：　，数量：　)　・ 行わない　[8.26.16]
維持管理要領における計測機器等の設置　[8.26.17]
・有(仕様：　)　・無

46 制振改修工事
既存部分の撤去等　[8.27.2]
既存部分が鉄骨造の場合
既存鉄骨の撤去範囲及び方法　※ 図示　・
既存鉄骨の処置　※ 図示　・
減衰材
材質及び諸元　※ 図示　・　[8.27.4]
性能確認試験　※行う(項目：　,数量　)　・　[8.27.4]
製品検査　[8.27.4]

項目	内容	判定基準	検査頻度

減衰材の設置　[8.27.6]
防錆処置　※製造所の仕様による
設置位置の寸法許容差　※ 図示　・
割裂補強筋　・ 適用する　・
設置後の仕上げ　※ 図示　[8.27.8]
検査　※行う(項目：　,数量：　)・行わない　[8.27.9]

ユニット及びその他工事

① 防水板
※ 図示(公表価格　円程度)

環境配慮改修工事

① 石綿含有建材の除去工事
石綿含有建材の有無及び除去等　[9.1.3～9.1.5]

石綿含有建材の種類		使用部位	使用材料	除去工法
飛散性	・石綿含有吹付材			※ 9.1.3による ・
飛散性	・石綿含有保温材		・	※ 9.1.3による
非飛散性			・	※ 9.1.4による ・
非飛散性	⊙石綿含有成形板等	機械棟廊下天井	⊙石綿板	※ 9.1.5による ・

石綿含有吹付け材の飛散防止処置　※ 湿潤化　・ 固形化
・石綿含有仕上塗材の除去　[9.1.6]
使用部位　(　)
使用材料　(　)
除去工法
※厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底ﾏﾆｭｱﾙ」による工法の内，飛散防止に関し隔離措置と同等と判断できる工法
・
除去範囲　※ 図 示
試験施工　※行わない　・行う
処分　[9.1.3]
管理型・安定型を確認の上，廃棄物処理法による許可を受けた施設で適切に処理すること。

石綿粉じん濃度測定
※ 建築物石綿含有建材調査報告書により，監督職員と協議する。
・ 行う ・ 行わない　[9.1.1]

測定時期	測定場所	測定名称	測定点
処理作業前	・ 処理作業室内	測定１	※ 2点　・ 3点
	・ 施工区画周辺又は敷地境界	測定２	※ 2点　・
処理作業中	・ 処理作業室内	測定３	※ 2点　・
	※ セキュリティーゾーン入口	測定４	※ 1点　・
	※ 集じん，排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	測定５	※ 1点　・
	※ 施工区画周辺又は敷地境界	測定６	※ 4方向 各1点
処理作業後(隔離シート撤去前)	※ 処理作業室内	測定７	※ 2点以上 ・
	・ 施工区画周辺又は敷地境界	測定８	※ 4方向 各1点

測定方法
・JIS K3850-1に基づいた測定 (・測定4　・測定5　・測定6　・測定7　・　)
・自動測定器による測定 (・測定4　・測定5　・　)

2 外断熱改修工事
断熱材の種類　※ 図示　・　[9.2.2]
断熱材の厚さ　※ 図示　・
外装材の種類及び防火性能　種類　・　防火性能　・　[9.2.2]
既存外壁の仕上材の撤去　※ 図示　・　[9.2.3]
下地面の清掃　※ 図示　・　[9.2.3]
欠損部の改修工法　・適用 (※ 図示　※ 4.1.4　・　)　[9.2.3]
建築基準法に基づく風圧力の (※1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法　[9.2.4]
不陸等の下地調整　※ 図示　・　[9.2.4]
断熱材の施工　※ 製造所の仕様による　・　[9.2.4]
外装材の施工　※ 図示　・　[9.2.4]
通気層　・ 有(厚さ ※ 図示　・　・)無　・　[9.2.4]
外装材の外壁への取付　※ 図示　・　[9.2.4]
笠木の施工　※ 3章9節による　・　[9.2.4]

3 断熱 ・ 防露改修工事
断熱材打込み工法又は断熱材後張り工法の材料　[9.3.2][9.3.4]

種類	等級	厚さ(mm)	施工箇所
・JIS A 9521(建築用断熱材)によるビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・	・	
※ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキン層なし)	※ ２種ｂA ・	※ 25 ・	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	・ ・	・ ・	
・フェノールフォーム断熱材	・ ・	・ ・	
・JIS A 9521(建築用断熱材)によるビーズ法ポリスチレンフォーム保温材	・	・	
・押出法ポリスチレンフォーム保温材 (スキンなし)	・	・	

フェノールフォーム断熱材のホルムアルデヒド放散量　[9.3.2][9.3.4]
※ Ｆ☆☆☆☆，またはそれと同等と認められるもの
断熱材現場発泡工法の材料　(JIS A 9526による)　[9.3.3]
※ Ａ種１　・ Ｂ種
厚さ(mm)　・ 25　・ 30　・
製造所　評価名簿による

4 屋上緑化改修工事
材料　芝及び地被類の種類等　・　[9.4.2]
見切り材　・　[9.4.2]
舗装材　・　[9.4.2]
排水孔　・　[9.4.2]
マルチング材　・　[9.4.2]
建築基準法に基づく風圧力の (※1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法　[9.4.3]
かん水装置及び種類　※ 図示　・　[9.4.3]
既存保護層等の撤去　※ 図示　・　[9.4.3]
新植樹木等の枯補償期間　※ 引渡しの日から1年　・　[9.4.4]

5 透水性アスファルト舗装改修工事
既存舗装の撤去　・撤去する　・ 一部再利用する　・　[9.5.2]
路床　凍上抑制層　・適用する　[9.5.3]
厚さ　※ 図示　・　[9.5.3]
材料　※ 有機物，ごみ等を含まないもの　・　[9.5.3]
※適用しない
透水性舗装のフィルターの厚さ管理用車両通行部 (※ 150mm　・　)　[9.5.3]
歩行者用通路　(※ 50mm　・　)
路床安定処理　・ 適用する　[9.5.3]
方法　※ 添加材料による安定処理　・
厚さ　※ 300mm　・
目標CBR　※ 5以上　・
・ 適用しない
盛土の種別　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種　・ Ｄ種　[9.5.3][表9.5.1]
路床安定処理用添加材料の種類　・　[9.5.3][表9.5.2]
ジオテキスタイル　・ 適用する(品質　・　)・ 適用しない　[9.5.3]
発生土の処理　※ 構外搬出適切処理　[9.5.3]
(搬出前に建設発生土の受入証明又は法令による許可書等を提出する)
・ 構内指示の場所に敷き均し
・ 構内指示の場所にたい積
・ 構外指示の場所に処分(搬出調書等を提出する)
・ 受入れ施設名：
・ 受入れ場所：
・ 仮置き場所：
試験　路床土の支持力比(CBR)試験　・ 行う　・ 行わない　[9.5.3]
現場CBR試験　・ 行う　・ 行わない　[9.5.3]
路床締固め度の試験　・ 行う　・ 行わない　[9.5.3]
砂の粒度試験　・ 行う　・ 行わない　[9.5.3]

路盤　厚さ　管理用車両通行部 (※ 150mm　・　)　[9.5.4]
歩行者用通路　(※ 100mm　・　)
材料　・クダッシャラン　・粒度調整砕石　[9.5.4][表9.5.3]
※再生クラッシャラン　・再生粒度調整砕石
・クラッシャラン鉄鋼スラグ　・粒度調整鉄鋼スラグ
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ
締固めの度の試験　※ 行う　・ 行わない　[9.5.4]

舗装の構成及び仕上り
厚さ　管理用車両通行部 (※ 50mm　・　)　[9.5.5]
歩行者用通路　(※ 30mm　・　)
平たん性　※ 著しい不陸がないもの　・　[9.5.5]

開粒度アスファルト混合物の抽出試験　・ 行う　※ 行わない　[9.5.9]

解体施工

① 解体範囲
※ 図示(土中解体で図面に記載がない場合は，基礎捨コンクリートまでとする。)
・その他(　)

② 解体作業注意事項
a) 解体機器は圧砕機を主体とし，騒音及び振動等の発生防止に努める。
b) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律，その他の関係法令等によるほか，工事に伴い発生する廃棄物は適別等を行い，リサイクル等再資源化に努めること。
c) 車両の出入りにおいては，道路を泥等で汚さないように留意すること。また，止むを得ず汚した場合は，速やかに清掃すること。
d) 解体作業中は散水等を行い，粉塵等の飛散防止に努め，廃材搬出車両には，飛散防止用のシートを被せて運行すること。
e) 工事作業者の通勤用車両での乗り込みは最小限に留め，全ての工事関係車両は進入路及び敷地内では徐行運転すること。
f) 工事関係車両は，周辺道路での待機及び路上駐車は行わないこと。
g) 施設関係者，通行者，近隣等に危害が及ぼぬよう，騒音及び振動，工事関係車両の通行等に注意すること。
h) ＰＣＢが含まれる機器類が発見された場合は，監督職員に報告すること。また，そのＰＣＢを含む機器類については，高知市が指示する場所に保管すること。
i) 以上の項目は受注者はもとより下請業者にも，周知徹底させること。

3 作業時間等
資材，機材の搬入は朝夕の交通ラッシュ時には行わないこと。

4 騒音測定等
解体作業中はデジタル式の(・騒音計　・振動計)を設置し，記録すること。また，記録したものを報告書として提出すること。なお，関連法令で定める数値を上回った場合は，作業を中止し，監督職員に速やかに報告すること。

測定点　※ 敷地境界 (　)か所：詳細な位置は監督職員と協議による
・ 図示　・ その他(　)

5 その他
・ 電灯等は，別途設備工事で撤去することする。
・ 工事現場着手は電気及び機械設備工事の切り替え後とする。

高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	瀬戸水再生センター水処理棟及び機械棟耐震改修工事（Ｒ７－１）	信清	澤田	大下	濱口	松木	T-07
	図面名 ［共通］改修特記仕様書（７） 2024.04 縮尺 1／	作図	令和 ７年 ４月 日			